

第百十八回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第二号

平成二年四月十八日(水曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 上田 哲君

理事 北村 直人君 理事 鈴木 宗男君
理事 中川 昭一君 理事 中村正三郎君
理事 仲村 正治君 理事 上原 康助君
理事 沢田 広君 理事 玉城 栄一君
理事 阿部 文男君 理事 今津 寛君
理事 上草 義輝君 理事 金子 一義君
理事 小林 興起君 理事 塩谷 立君
理事 鳩山由紀夫君 理事 町村 信孝君
理事 松浦 昭君 理事 五十嵐広三君
理事 伊東 秀子君 理事 川崎 寛治君
理事 五島 正規君 理事 鍛冶 清君
理事 古堅 実吉君 理事 小平 忠正君

出席國務大臣

外務大臣 中山 太郎君
國務大臣 塩崎 潤君
(國務庁長官)
國務大臣 砂田 重民君
(沖繩開発庁長官)

出席政府委員

総務政務次官 虎島 和夫君
北方対策本部審議官 鈴木 榮君
防衛庁参事官 村田 直昭君
防衛施設庁施設部長 大原 重信君
沖繩開発政務次官 宮里 松正君
沖繩開発庁総務局長 藤田 康夫君
沖繩開発庁総務局会計課長 山城 勉君
沖繩開発庁振興局長 水谷 文彦君

委員外の出席者

外務政務次官 石井 一二君
外務省北米局長 松浦晃一郎君
外務省欧亜局長 都甲 岳洋君
警察庁交通局長 賀来 敏君
通企企画課長 萩 次郎君
防衛庁防衛局防衛課長 米澤 隆志君
環境庁水質保全局企画課長 時野谷 敦君
外務省北米局審議官 近藤 信司君
文部省初等中等教育局小学校課長 澤 宏紀君
厚生省健康政策局指導課長 田原 文夫君
水産庁漁政部企画課長 荒井 正吾君
運輸省航空局監理部航空事業課長 橋本 雅之君
運輸省航空局飛行場部管理課長 下里 晃君
運輸省航空局管制保安部管制課長 長澤幸一郎君
郵政省放送行政局業務課長 荒木 英昭君
建設省都市局街路課長 藤仲 貞一君
沖繩振興開発金融公庫理事長 寺田 晃夫君
特別委員会第一調査室長

委員の異動

三月五日

辞任

平田辰一郎君

補欠選任

小林 興起君

四月十八日

辞任

今津 寛君

古賀 誠君

藤原 房雄君

同日

金子 一義君

塩谷 立君

鍛冶 清君

補欠選任

塩谷 立君

金子 一義君

鍛冶 清君

補欠選任

古賀 誠君

今津 寛君

藤原 房雄君

三月十三日

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)
沖繩及び北方問題に関する件

○上田委員長 これより会議を開きます。

沖繩及び北方問題に関する件について調査を進めます。

沖繩及び北方問題に関する政府の施策について、外務大臣、総務庁長官及び沖繩開発庁長官から順次説明を求めます。中山外務大臣。

○中山國務大臣 外務大臣に再任いたしましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

まず北方領土問題について申し上げます。

今日、二十一世紀に向けて新しい国際秩序が模索される中で、日ソ関係の抜本的改善は、日ソ二

国間のみならず、アジア・太平洋地域の平和と安定の強化、さらには、東西関係の一層の改善の観点からも重要な意義を持つと認識をしております。このような認識に立ち、戦後最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結することを最重要課題として、日ソ関係を均衡のとれた形で拡大させつつ、その正常化と抜本的改善を図るというのが、我が国の基本的な考え方です。

日ソ間においては、一昨年十二月以来平和条約交渉、平和条約作業グループ等政治対話がかつてなく活発に行われております。これらの機会を通じて両国間では領土問題について真剣かつ粘り強い議論が行われておりますが、残念ながら、これまでのところ、領土問題に対するソ連側の実質的な立場には何ら変化は見られません。

しかしながら、国際情勢の大きな変化、また来年にはゴルバチョフ大統領の訪日予定等、まさに今後の領土問題に関する日ソ交渉は正念場を迎えるところと云えます。このような状況のもとで我が国としては、四島一括返還による領土問題の早期解決の必要性をソ連側に対してこれまで以上に強く主張していく必要があります。このような観点に立つて政府としても一層粘り強い対ソ交渉を行っていく所存であります。

このような粘り強い対ソ交渉を行っていくに際しては、何よりも揺るぎない国民世論の支援が不可欠であります。この意味において、北方四島の一括返還を求める国民世論が日ごとに高まりを見せていることは、外交交渉に当るものとして、心強い限りであります。政府としては、昨年四月の決議を初めとする累次にわたる北方領土問題解決促進に関する本委員会の決議を踏まえて、ソ連との交渉に全力を傾注する所存であります。次に沖繩に関する事項について申し上げます。

日米安保条約に基づき我が国に駐留している米軍の存在は、我が国の平和と安全、並びに極東の平和と安全に寄与するものであり、政府としては、米軍施設、区域の円滑かつ安定的使用の確保は、日米安全保障条約の目的を達成するために極めて重要であると考えております。

同時に、政府としては、米軍の活動に伴う住民生活への影響が最小限にとどまることが重要と考えており、これまで種々の努力を行ってきたところであります。また、沖縄において米軍施設、区域の整理統合の要望が強いことも十分承知しており、その一層の促進を図るため鋭意努力を払ってきているところであります。

政府としては、今後とも、安保条約の目的達成と地域住民の要望との調和を図りつつ、沖縄における諸課題の解決のため、なお一層の努力を払っていく所存であります。

最後に、外務大臣の重責を無事果たされますよう皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。ごあいさついたします。

ありがとうございます。(拍手)

○上田委員長 塩崎総務庁長官。

○塩崎総務大臣 このたび総務庁長官を拝命し、北方対策本部長として、国民的重要課題であります北方領土問題の解決促進に取り組むこととなりました。塩崎潤でございます。

北方領土問題について、所信の一端を申し述べたいと存じます。

我が国固有の領土である北方領土が、戦後四十五年を経た今日もお、ソ連の占拠下に置かれ、いまだに返還の日を迎えないことは、まことに遺憾なことであり、この問題を国民の総意に基づき解決することは、国家の基本にもかかわる重要な課題であります。

最近、日ソ外相間定期協議の場で北方領土問題が議論され、北方領土問題を含め日ソの対話を継続発展させていくことについては、双方の意見が一致しており、また、ゴルバチョフ大統領の訪日も予定されております。しかし、北方領土問題に

対するソ連の態度は依然として厳しく、このような状況の中では、北方領土の返還を求める国民世論を結集することが、従来にも増して重要になってきていると考えております。

去る二月七日の北方領土の日には、北方領土返還要求全国大会が、政府、国会、民間団体等の代表を初め多数の方々の出席のもとに開催されたほか、この日を中心に、全都道府県において、多様な行事が繰り広げられました。また、北方領土の返還を求める国民の署名が五千万人を超えたことにより、この大会において、新たに六千万人を目標とすることが決議されました。

全国に展開されているこの北方領土返還要求運動のさらに一層の推進を図るとともに、次代を担う青少年を含め積極的な啓発を進めていくことが、極めて重要であると考えております。

このような観点から、平成二年度予算においては、前年度に引き続き北方領土問題をわかりやすく解説したビデオを作成・配布するほか、新たに、北方領土ふれあいひろばの開催を計画するなど、各種の啓発活動の充実強化を図ることとしております。

また、北方領土隣接地域振興等基金の造成については、依然として厳しい財政事情のもとではあります。十億円の補助金を計上いたしてあります。

私は、北方対策本部長として「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づき、今後とも国民世論の啓発、元居住者に対する援護、隣接地域の振興等の施策を鋭意推進してまいり所存であります。

委員長を初め委員の皆様方の御理解と御協力を願います。次第であります。(拍手)

○上田委員長 砂田沖繩開発庁長官。

○砂田国務大臣 先般、沖繩開発庁長官を拝命いたしました砂田重民でございます。委員長初め、委員の皆様方にはよろしく御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。続きまして、沖繩開発庁長官として、所信の一

端を申し述べます。

政府は、昭和四十七年五月の沖繩の本土復帰に伴い、沖繩振興開発特別措置法を制定し、これに基づき、昭和五十六年度までを計画期間とする第一次沖繩振興開発計画を策定し、各分野における本土との格差是正と沖繩の自立的発展に必要な基礎条件の整備とを図るため、各般の施策を積極的

に講じてまいりました。さらに、昭和五十七年には、同特別措置法を十年間延長し、これに基づき、平成三年度までを計画期間とする第二次沖繩振興開発計画を策定し、現在、同計画のもとに沖繩の振興開発を鋭意推進しているところであります。

沖繩が本土に復帰してから、十八年近くが経過したのでありますが、この間、県民のためまざる御努力もあり、立ちおくれの著しかった社会資本の整備が大きく前進するなど、沖繩の経済社会は総体として着実に発展してまいりました。

しかしながら、水の確保の問題など生活・産業基盤の面でなお一層の整備を要するものが多く見られるとともに、産業振興や雇用問題など解決を要する多くの課題を今なお抱えております。

沖繩開発庁におきましては、このような沖繩の現状に関する認識の上に立ち、本土復帰後十八年の間に達成された成果を踏まえ、各般の事業を推進しているところであります。平成二年度におきましても、残すところ二年となりました第二次沖繩振興開発計画に基づき諸事業の着実な推進を図り、地域特性を生かした振興策を展開するため、所要の予算額を確保したところであります。

また、今後の沖繩の振興開発をどのように進めていくかを検討することが重要な課題となつていくことから、これまで沖繩振興開発計画に基づき実施されてきた諸施策、事業全般について広く総点検を行うとともに、沖繩振興開発総合調査を鋭意実施しており、沖繩振興開発審議会においても二次振計後の沖繩の振興開発のあり方について調査、審議が進められているところであります。

さらに今国会では、沖繩における産業の振興開発を促進するため、沖繩振興開発金融公庫に新たに社会資本整備事業の立ち上げを支援する融資制度、高度で新しい技術の研究開発資金の融資制度を創設するために沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を提出いたしているところであります。

沖繩は、現在、その特性を積極的に活用しつつ、南における国際交流拠点の形成、国際的評価にたえ得るリゾート地域の形成、特色ある産業の振興を図り、さらに一層活力と魅力に富んだ地域として、自立的発展を図っていくための基盤を強固なものにする上で重要な時期を迎えております。

私といたしましては、今後とも、沖繩県の実情、沖繩県民の御意向を十分に踏まえながら、県及び県民と一体となって沖繩の振興開発に積極的

に取り組んでまいり所存であります。委員長を初め委員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○上田委員長 この際、外務政務次官、総務政務次官、沖繩開発政務次官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。石井外務政務次官。

○石井(二)政府委員 このたび外務政務次官に就任いたしました石井一二でございます。

中山大臣を補佐いたしまして、微力ではありますが、職務を全うするため全力を傾ける所存であります。

北方領土問題に関しましては、北方四島の一括返還を実現し、平和条約を締結することにより、ソ連との間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立するとの基本方針にのっとり、さらに粘り強い外交努力を続ける所存であります。

また、沖繩においては、日米安全保障条約の目的達成のために緊要な米軍の施設、区域の安定的使用と周辺住民の生活との調和を図りつつ、沖繩の諸問題の解決のため努力していく所存であります。

本特別委員会各委員の方々の御指導、御鞭撻と

御協力をお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○上田委員長 次に、虎島総務次官。

○虎島政府委員 このたび総務次官を拝命いたしました虎島和夫でございます。

北方領土問題の解決は国民的重要課題でありますので、塩崎長官のもと、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

委員長初め委員皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

○上田委員長 次に、宮里沖縄開発政務次官。

○宮里政府委員 このたび沖縄開発政務次官を拝命いたしました宮里松正であります。

砂田長官のもと、総務庁長官の御指導をいただきながら、沖縄の振興開発の推進に全力を傾注してまいります。

委員長初め委員先生方の御指導、御鞭撻のほどを心からお願い申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

○上田委員長 次に、沖縄及び北方関係予算について順次説明を求めます。山城沖縄開発庁総務局会計課長。

○山城政府委員 それでは、お手元の配付資料に基づきまして、平成二年度沖縄開発庁予算について、その概要を御説明申し上げます。

沖縄開発庁予算の総額は、二千四百九十九億八百万円で、前年度予算額に対し、一〇〇・九％となっております。

その内訳を申し上げますと、まず、沖縄振興開発事業費につきましては、残すところ二年となった第二次沖縄振興開発計画に基づく諸事業の着実な推進を図り、地域特性を生かした振興策を展開する重要な時期に当たることから、所要の予算額を確保したところであり、前年度予算額に対し、一〇〇・七％の二千二百八十七億七千万円となっております。

沖縄振興開発事業費の内訳は、治山・治水対策事業費、道路整備事業費、港湾・漁港・空港整備

事業費、農業基盤整備事業費等を主な内容とする公共事業関係費二千三百三十七億八千六百万円、公立学校施設整備費等を内容とする沖縄教育振興事業費百四億一千百万円、保健衛生施設等施設整備費等を内容とする沖縄保健衛生対策費十一億六千六百万円及びウミバエの根絶等を目的とする植物防疫対策費等を内容とする沖縄農業振興費三十三億三千八百百万円であります。

特に、一、水資源の開発、二、農林水産業振興の基礎条件の整備、三、道路、港湾、空港等交通体系の整備、四、住宅、上下水道、公園等の生活環境施設の整備、教育の振興、保健衛生対策等につきまして配慮をいたした次第であります。

次に、沖縄振興開発事業費以外の一般行政経費等について申し上げます。

第一点は、離島の特性を生かした観光開発を進めるとともに活力ある地域社会の形成に資するための経費として沖縄コミュニティ・アイランド事業費五千万円を新たに計上しております。

第二点は、第二次沖縄振興開発計画以降の振興開発のあり方の検討に資するための沖縄振興開発総合調査費一億九千万円を前年度に引き続き計上しております。

第三点は、首里城郭等復元整備、不発弾等の処理、対馬丸遭難学童遺族給付経費等いわゆる沖縄の戦後処理問題の解決を図るために必要な経費として、五億四千九百万円を計上しております。

第四点は、沖縄振興開発金融公庫に対し、その業務の円滑な運営に資するための補給金として、百三十六億一千三百万円を計上しており、これらの経費を含めた一般行政経費等の総額は、二百十二億七千万円であります。

なお、同公庫の平成二年度における貸付計画は、N T Tの株式売り払い収入を活用した無利子貸付金を含めて、一千四百七十五億円、また、地場産業振興のための出資計画は、三億円を予定しております。

以上、平成二年度沖縄開発庁予算の概要について御説明申し上げます。

○上田委員長 鈴木北方対策本部審議官。

○鈴木政府委員 それでは、お手元の配布資料に基づきまして、平成二年度総務庁北方対策本部予算について、その概要を御説明申し上げます。

平成二年度の総務庁北方対策本部予算は、十六億五千八百百万円、前年度予算に比較して四千七百万円の増となっております。

その内容を申し上げますと、一、北方対策本部に必要な経費九千九百万円は、北方対策本部の人員費と一般事務費であります。

二は、北方領土問題対策協会の補助に必要な経費で、五億六千七百万円を計上しております。内容は、備考欄にありますように、(1)の北方対策事業費四億五千万円、(2)の一般管理費一億一千六百万円、(3)の予備費百万円となっております。

北方対策事業費の内容をいたしましては、①から⑦に示してございますが、まず、啓蒙宣伝関係費として七千二百百万円を計上しております。これは、パンフレット等の作成、広告塔の設置、北方領土を目で見る運動の実施等各種の啓蒙活動に必要な経費であります。

次の返還運動関係費は、返還要求運動の盛り上げを図るため実施する国民大会、県民大会の開催、地域における返還運動の強化に必要な経費等で、六千五百万円を計上しております。

次に、国民世論基盤整備関係費一億三千二百万円でございますが、これは、返還要求運動の定着化を図り、息の長い国民的運動の推進を図っていくための経費であります。その内訳として、前年度に引き続き、全国青年フォーラムの開催、青少年向けのブロック単位での啓蒙事業、北方領土問題をわかりやすく解説したビデオの作成、配布等青少年の北方領土問題についての正しい認識と理解を深めるための事業を行うとともに、新規の啓蒙事業として北方領土ふれあいひろばの開催に必要な経費等を計上しております。このほか、国際シンポジウムの開催、返還要求運動の推進基盤である県民会議の運営等に必要な経費であります。

次の推進委員関係費一千八百百万円は、地方における返還要求運動の中核的役割を果たしている各都道府県推進委員が啓蒙活動を行うために必要な経費を計上しております。

また、団体助成関係費二千七百万円は、青年、婦人団体の代表の現地研修等に必要経費であります。

さらに、調査研究関係費五百万円は、北方領土問題に関する資料収集及び調査研究に要する経費であります。

次に、貸付業務補助費等援護関係費一億三千百万円でございますが、これは、北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に対してその営む事業資金、生活資金の低利融資に必要な利子補給及び管理費補助等に要する経費であります。

最後に、3の北方領土隣接地域振興等基金造成に必要な経費でございますが、これは、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づき北海道が設置した北方領土隣接地域振興等基金の造成に対し、国からその経費の一部を補助するものであります。

現在、同基金の規模は、七十五億円となっておりますが、平成二年度には、十億円の補助額を計上しております。

これにより、平成二年度の同基金の規模は、総額八十七億五千万円となる見込みであります。

以上が平成二年度総務庁北方対策本部予算の概要であります。

よろしくお願いいたします。

○上田委員長 委員長から一言申し上げます。沖縄開発庁長官の所信に対する質疑は、理事の協議により、一般質疑の機会を後刻速やかにかつ十分に用意することとし、本日は、後日に譲ることになりました。

よって、本日は法律案の審査を進めます。

○上田委員長 内閣提出、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。砂田沖繩開発庁長官。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○砂田国務大臣 ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

沖縄振興開発金融公庫は、日本開発銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫等七つの国の政策金融機関が行っているそれぞれの業務を、沖縄県において一元化し、総合公庫として、沖縄が本土に復帰した昭和四十七年五月に設立されて以来、産業の振興に必要な資金等を融通することにより、沖縄における経済の振興及び社会の開発に寄与してまいりました。

政府は、沖縄が本土に復帰して以来、沖縄の振興開発を図るため、第一次及び第二次の沖縄振興開発計画に基づき、鋭意、各般の施策を進めてきていますところであり、沖縄における産業の振興開発をさらに促進するため、沖縄振興開発金融公庫の産業開発資金の拡充を図る必要がありますので、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案につきましてその概要を申し上げます。

第一に、沖縄県における民生活、リゾート法対象事業のような社会資本整備事業は、立ち上がり期における事業者の初期負担が多きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみ、産業の振興開発に寄与する設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する事業に必要な人件費、賃借料などの資金の貸し付けを行うことにより、こう

した事業の立ち上りを支援することができるといたしました。

第二に、産業構造の知識集約化、情報化に伴って、技術開発の国民経済的重要性が増大していることにかんがみ、産業の振興開発に寄与する高度で新しい技術の研究開発等に必要とする研究者等の人件費、試験材料費、技術導入費などの資金を貸し付けることができることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○上田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仲村正治君。

〔委員長退席、上原委員長代理着席〕

○仲村委員 ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する質疑を行いたいと思いますが、先ほど砂田大臣から所信の表明がございましたので、御就任に当たった御決意のほどをまずお尋ねしたいと思います。

何はともあれ、砂田大臣のこのたびの御就任を心からお祝い申し上げます。そして、大臣は政務極めて御多端の折にもかかわらず、御就任早々沖縄を訪問なされて県民各界各層の御意見をお聞きになられたことは、まことに意義深いことであると心から敬意を表する次第でございます。

特に、沖縄が二十七年間米国の支配下であった、何としても祖国復帰を図らねばならないというところで、昭和四十七年五月十五日に復帰を達成したわけでございますけれども、この復帰を進める上で大変重要な役割を果たされた当時の総理府総務長官山中大臣と相協力されて、副長官として

大変適切な復帰の対策をお立てになった方が、このたびまた沖縄の担当大臣として御就任なされたことは、非常に意義深いことでございます。そして、沖縄県も今、五月十五日で復帰満十八周年を迎えようとするところでございますけれども、その間、一次振計、二次振計、極めて順調に推移してきたところでございますけれども、このたび砂田大臣が沖縄担当大臣として御就任をなされて、これからの沖縄問題の取り組みについてまず御決意をお尋ねしたい、このように考えているところであります。

○砂田国務大臣 仲村委員にお答えを申し上げます。

沖縄開発庁長官を拝命いたしました二カ月近くなるわけでございますが、その任務の重大さを痛感いたしておりますことを、まず申し上げておきたいと思っております。

仲村委員のお話にございましたように、昭和四十七年、あの沖縄復帰の当時に、当時の担当大臣でございました山中長官を補佐いたしました。総務副長官として復帰の仕事に携わった経験のあります私といたしましては、先般国会のお許しをいただきました。土曜、日曜を利用して沖縄にとりあえざるごあいさつに伺ってまいりましたわけでございます。復帰当時心からいねがいました沖縄の持ちます特殊事情の克服、本土とのいろいろな面での格差の解消、そういうことを念頭に置きながら、特別措置法を大変な苦勞をして取りまとめ、今日に至ったわけでございます。特別措置法に基づき第一次、第二次の振興計画実施とともに、県民の皆様方のためまざる大変な御努力と相まちまして、相当な国費を投入することができました。社会資本の整備の面では、本土との格差を相当克服することができたわけでございます。しかし同時に、あの復帰の当時にいねがいました水の確保の問題でありますとか、新しい産業の展開、発展の問題でありますとか、基地問題の解消の問題でありますとか、こういった幾多のことが今なお残されておりますことを、先般沖縄へ

伺って皆様方の御意見を伺い、目にし、耳にし、そのことをもう一度改めて痛感して帰ってきた次第でございます。沖縄の自立的な発展のための基礎整備に向けて、これからは沖縄振興開発に全力を挙げて、平和で明るい活力ある沖縄県づくりに県民の皆さんとともに邁進をしたい、かように決意をいたしておりますことをお答えしたいと思います。

○仲村委員 ただいま大臣から大変力強い御決意の表明がございましたが、おっしゃるとおり、確かに復帰十八年、政府の積極的な施策の展開と財政の投入によりまして、一次振計、二次振計を通じて社会資本の整備は目覚ましく充実してきたような感じがいたします。道路や港湾や空港やあるいは学校、農業の土地基盤整備等々目覚ましく発展を遂げておりますけれども、大臣もおっしゃいましたように、今なおやはり格差が存在する、そしてまた産業の基盤の整備が遅々として進まない、そのために失業率もいつも5%の高水準を推移している。それに加えて、先般経企庁から発表されておりましたけれども、県民所得の面でも、これは一九八七年、東京が三百四十四万一千円、沖縄県が百六十八万八千円、東京の四九%にしか当たらないわけですね。これはいろいろな土地の値段とかそういうことも含まれておりますので、一概に県民の経済に直接そのとおりあらわれてくるものかというところは疑問に思うところでございます。しかし、経済の指標とするのは一人当たりの国民所得でありますので、そういう点からすると今なお沖縄県にはいろいろな格差が存在しているというところを考えると、一次振計、二次振計をどのように総括、点検をして、その次の計画を立てていくべきか、こういうことを今私たちが盛んに模索しているところでございます。

それでは沖縄にはそういう可能性はないのかというところを考えると、あれだけ暖かい気候を持つ、それで地理的に優位な条件にある、島嶼性という特殊な自然環境を持っている、こういう条

件を生かすにすれば必ず全国の中で経済的にも文化的にも望ましい地位の確保ができるのじゃないか、こういう考え方を持っているとどこでございませう。

今、二次振計、八年目でございますけれども、これをどうよに総括、点検して、皆さんが平成元年度から沖繩の振興開発の総合調査費を計上されて、ことしも引き続きその調査に取り組んでいかれるところでございませうけれども、いわゆるポスト二次振計、私は三次振計と申しませう、それを策定されるおつもりなのかどうか。その点について、まず二次振計の評価と、その次なる計画についてのお取り組みをお聞かせいただきたいと思ひます。

○砂田国務大臣 沖繩が本土復帰をいたしまして以来十八年近く、この間、県民の皆様方の大変な御努力と相当な国費の投入と相まちまして、学校教育施設を初め交通通信施設、生活環境施設の整備は大変大きく前進をしております。本土との格差は次第に縮小されてまいっております。沖繩の経済社会は総体としては着実に発展をしてきた、さように認識をしております。

しかしながら、水の確保の問題、生活産業基盤の面では整備を要するものがまだ多くございませう。お話にありましたような所得格差、失業率の本土との差、このような問題が現実にあるわけございまして、産業振興や雇用の問題など解決しなければならぬ多くの課題を抱えておりますことは、仲村委員の御意見のとおり私も認めております。沖繩開発庁といたしましては、二次振計に沿って残る二年の期間沖繩振興開発に全力を挙げている所存でございます。

また、沖繩の将来はあるかというようなお話でございませうけれども、沖繩の将来に明るい希望と期待を確信を持っておりますのは、仲村委員の御発言と同様な気持ちを持っております。

ポスト二次振計の取り組み状況については、現在沖繩開発庁でこれまでの振興開発の現状と課題を明らかにするために、平成元年、昨年より沖繩

振興開発の総合調査を実施してまいっております。諸施策、事業全般にわたって総点検をいたしたい実施中でございます。さらに、沖繩振興開発審議会においても専門委員会を設置していただきまして、その審議会でも調査審議を進めていただいております。また、沖繩県においても、市町村と協力をなさりながら、また県の審議会等にもお諮りになりまして、二次振計の総点検を進めておられるところでございませう。

今、三次振計というお話がございませう。政府部内ではまだ沖繩県の御意向も御意見も承っていない今日の段階でございませうから、政府部内で三次振計という言葉は使われてはおりませんが、私はあえて三次振計に向かってその準備を進めてまいりたい、開発庁の長官としてはさように考えているところでございませう。

次期振興開発計画について、今申し上げましたような検討結果や県のいろいろな御調査、御意見等を踏まえて判断をしてまいりたい、かように考えているところでございませう。

○仲村委員 一次振計の延長として二次振計が今策定され推進されているわけでありませうけれども、先ほども申し上げたように、本土との格差は正あるいは経済の自立基盤の整備等々まだ達成されてない面があるわけで、やはり二次振計の延長として三次振計の策定を図るべきだ、私たちこういう考え方に立ってあるわけございませう。先ほど長官から、その考え方で次の計画を進めていかれる力強いお答えをいただきました。本当に感謝にたえないところであります。

それは議題に戻りますけれども、沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案が今回提出されたわけでございますけれども、沖繩振興開発金融公庫法それから沖繩振興開発特別措置法、沖繩開発庁設置法、これは沖繩の復帰三法というところで、今日までの沖繩の施策を進める上で重要な役割を果たしてきたわけでございます。その一つの法案であります沖繩振興開発金融公庫法の一部が改正されるわけでございますけれども、政府の

立場として、今日までの公庫法の果たしてきた役割、そしてまた、その中で今までの資金量がどの程度になっているのか、また皆さんが貸し付けた事業そのものの成果、いわゆる追跡調査などがどのような形でなされているのか、この点についてまずお尋ねしたいと思っております。

○藤田政府委員 それでは私から、まず先生が御質問の沖繩振興開発金融公庫法と申しますか、金融公庫がこれまで十八年間でどのような役割を果たしてきたか、こういう点についてお答えをさせていただきます。

先生御案内のとおり、昭和四十七年に本土への復帰に当たりまして、当時政府といたしまして沖繩の特殊事情を踏まえて、まず先ほどお話がございました沖繩振興開発特別措置法等三法を制定いたしました。沖繩の振興開発の向かうべき方向と基本施策を示す沖繩振興開発計画の策定と、沖繩の実情に即した特別の助成、振興措置等を講じたところでございませう。

沖繩公庫でございますが、この沖繩の地域振興施策の一翼を担います国の政策金融機関として設立されたところでございまして、沖繩振興開発計画で示された基本施策を金融面から推進する役割を担う、こういうこととなったわけでございます。

沖繩公庫でございますが、先生御案内のとおり、本土におきまして一銀行五公庫等の貸し付けを担当する業務を一元に行つてございまして、昭和五十三年度以降出資業務が追加になっておるところでございませう。また、沖繩公庫は地域の特性とか県民、企業のニーズに対応した資金の供給が可能になるよう、貸付条件あるいは貸付制度の面で沖繩の特殊性に即した特別措置を実施いたしました。昭和六十三年度までに約一兆七千億円の貸し付けを行つておるところでございませう。

先生御案内のとおり、復帰後、住宅等急速に改善を見られることも公庫が一つの大きな役割を果たしておられる証左ではないかと思つておるところ

でございます。沖繩における経済の振興、社会の開発に大いなる寄与をしてまいつた、かように考えておるところでございます。

○仲村委員 今御説明があったとおり、確かに私もそのように沖繩公庫が大変な役割を果たしてきて、これは評価をいたしておるところでございます。しかし、中には資金融資をしても余りうまくいってない事業もあるわけございませう。特に農業関係ではそういった点が顕著にあらわれているような感じがいたしますけれども、そういった面の状況はどうなっているのか。中には回収が非常に困難な状況にあるものはないのかどうか。その点について御説明をいただきたいと思ひます。

○藤田説明員 まず沖繩公庫の最近の業務運営の状況につきまして、総務局長の御答弁を補足させていただきます。

御案内のとおり我が国経済が内需主導型の非常に息の長い拡大を続けております中で、沖繩経済も観光関連あるいは建設投資の伸びを中心にして順調な拡大を続けております。

このような基調のもとで当公庫の貸付実績も大変顕著な拡大を示しております。平成元年度、これは貸付実績と申しましてまだ概数というぐあいには御承知をいただきたいのですが、この内容を御報告いたしますと、産業開発資金におきまして三百六十六億、中小企業等資金におきまして四百二十四億、住宅資金におきまして六百七十五億、農林漁業資金におきまして五十二億、医療資金におきまして三十八億、環境衛生資金におきまして二十三億、合計千五百七十八億という貸付実績となっております。

これは前年度に比べまして二百六十八億、二〇・五％の大幅な増加でございます。主として産業開発資金、住宅資金が伸びたことによるものでございませうが、その他の資金についてもおおむね好調な実績となっております。

この平成元年度の実績をもとにして申し上げますと、公庫創立以来の出融資額の累計は、平成二年三月末におきまして一兆八千九百億、残高が

九千二百二十億円に達しておる状況でございます。

平成二年度の計画につきましては、元年度に引き続きまして好調な資金需要の増加が見込まれるところでございますので、平成元年度当初予算に比べて百十三億円増の千四百七十五億円の事業計画を予定しておるところでございます。

これを資金別に申し上げますと、産業開発資金が三百五十五億円、中小企業等資金が四百四十五億円、住宅資金五百四十億円、農林漁業資金九十億円、医療資金二十五億円、環境衛生資金二十億円となっております。

ただいま御質問にございましたように、その中で私どもも大変残念に思っておりますのでございますが、農林漁業関係の貸し付けがこのところずつと低調に推移しておる実情にございます。これは、沖縄県の農林漁業経営を取り巻く状況は、これは私から申し上げるまでもなく仲村先生よく御案内のとおり、まず農業につきましては、パイナップル等農産物の輸入自由化など一般に厳しいものとなっておりますし、漁業につきましても、二百海里規制などによりまして経営環境は厳しさを増しておるというのが現状でございます。

そういうことから、農林漁業関係でうまくいっていないのが多いのではないかと、たしかこういう御指摘かと存じますが、確かにそのとおりでございます。まして、貸し付けの実績も各資金の中では一番伸び悩んでございますし、また、元金の延滞も大きい、こういう実情にございます。

なお、そういう延滞債権についてどういうことを公庫としてやっておるか、あるいはこういう御質問かと拝察いたしますけれども、私どもは延滞元金はここところ幸いに毎年減少を続けてございます。その数字を申し上げますと、六十二年度末が三千三百六十九件、百十五億円、昭和六十三年度末が三千四百七十四件、百一億円、平成二年度末では三千三百三十二件、百一億円、こういうように減少は続けておるわけでございまして、この二月末の貸付残高に占めます延滞元金比率は

一・一％でございます。これは、過去におきまして延滞率の最も高かった昭和五十二年度末の四・一％と比較いたしますと三分の一以下に低下しておる、こういう状況でございます。

その延滞債権の回収についてどうしておるか、先生こういう御質問かと存じますが、私どもも、延滞債権の回収に当たりましては、当該企業の実情というものを十分に把握しました上で、企業の再建が可能と判断されるものにつきまして、貸付条件の変更であるとか経営面の指導助言などを行うというようなことで配慮をいたしております。もとより、担保処分等により回収を図らざるを得ない場合もございますけれども、私どもは、まずは企業の再建支援に取り組み、こういう考え方のもとで対処しているところでございまして、今後ともこういう方針でまいりたい、かように考えております。

○仲村委員 今回この新たな融資制度を創設するために法改正をされるわけでございますけれども、皆さんの概要説明からいたしますと、研究開発資金融資制度は本土では昭和六十年年度に改正されております。それから、立ち上がり支援資金融資制度は平成元年度、昨年度、制度化されているわけでございますが、沖縄公庫法で導入が図られた理由は一体何であったのかということについて伺いをしたいと思います。

○藤田政府委員 先生から、今回二つの資金、立ち上がり支援資金と研究開発資金、本土で日本開発銀行ではそれぞれ昭和六十年年度ないし平成元年度から実施しているのに沖縄で図られた理由はどうか、こういう御質問でございます。

沖縄公庫でございますが、政策金融の面から沖縄の経済の振興とか社会開発を図ることを目的といたしております。先ほど申し上げましたとおり、本土政府系金融機関の一銀行五公庫等の業務に相当する業務を一体的に行っております。したがって、従来のより本土公庫等に設けられております新しい融資制度、沖縄にそういう事象が予想される場合には、沖縄公庫の業務範囲に対応するものについて同様の措置を講じてきておる、こういう経過がございます。

それで、先ほど申し上げましたとおり、今回の法改正の対象資金、いずれも昭和六十年年度、平成元年度に日本開発銀行で創設されたものでございまして、その当時いずれも沖縄において資金需要が具体的に想定されなかった、こういうことで制度改正を見合わせてまいったところでございまして、しかしながら、最近相次ぎまして、例えば立ち上がり支援資金で申し上げますと、臨海開発とかリゾート開発、こういう動きが具体化してまいっております。また、研究開発資金につきましても、融資対象となるような新技術の開発とか情報処理のシステム化の動きが出てまいっております。したがって、こういう制度が適用されないことによつて沖縄の振興開発が図れることのないように今回法改正をお願いいたしまして創設をしたい、かように考えておるところでございます。

○仲村委員 先ほど御指摘申し上げましたように、日本開発銀行では研究開発資金融資制度が昭和六十年年度、それから立ち上がり資金が昨年度とこのことになっておりますけれども、例えば研究開発資金融資制度、この場合の対象研究開発等の中で情報処理とか高度化とか通信システム、こういうものがあるわけでございまして、これは、それと同時に、この立ち上がり資金の問題についてもリゾート関係の企業がなかったわけではございませんが、そういう点でちょっと取り組みが図られたんじゃないかという感じがいたします。その点についてはどうでしょう。

○藤田政府委員 先生の御指摘は、リゾート開発等沖縄は進んでいるじゃないか、今回平成元年度から本土に適用しておるのに乗りおくれるんじゃないか、こういう御質問ではないかと思うわけでございまして、今回、例えば立ち上がり支援資金で対象を予定いたしておりますのは、リゾート関係でございます。リゾート法対象事業、こういうことで主としてNTTのCタイプ事業を全体として

考えておるところでございます。現在、沖縄県におきましては、リゾート法につきまして基本計画をつくりまして各省と重点地区、整備地区、その他の構想について協議をしておる段階でございます。起点になるのは平成二年度以降、こういうことになるわけでございまして、今回の法改正をしていただければ、それが一年おくれたことによつて沖縄が適用が不利になることはなからうと考えておるところでございます。また、研究開発資金につきましても、高度で新しい技術の研究開発とか情報処理システムでございまして、設備投資とあわせて非設備資金ということでございまして、最近になりましてこういう当該事業が出てまいっておりますのでございまして、今回ぜひお願いをいたしましてさきの先生の御懸念の本土から沖縄が取り残されることのないようにさせていただきます。かように考えておるところでございます。

○仲村委員 これは、ぜひそういうふうな立場から迅速に対応していかれるようにと考えているところであります。皆さんの概要説明からいたしますと、私は、もっと早く改正すべきじゃなかったかなという感じを持っておつたものですから、その点をお尋ねした次第であります。

きょうは、前の理事会で申し合わせた中で、法案に関連した一般的な質疑をしたいと思いますのでございまして、その点お許しをいただきたいと思っております。

まず、沖縄の米軍基地の整理縮小の問題でございますけれども、日本全国の面積は三十七万七千七百八十一平方キロ、沖縄県は二千二百五十三平方キロ、これは全国の〇・六％であります。そういう中に在日米軍基地の七五％が沖縄に存在することは極めて不合理である、県民の負担過重であるとかたびたび私たちは指摘をしてきたところでございます。しかもこれが日米安保条約と関係なく、占領時代にできたものである、そういうことで、この整理縮小を今まで機会あることに求めてきたわけでございまして、今、世界の情勢

先生ただいま御指摘になりました、沖縄におきますところの基地が占める比重が非常に高いという問題、あるいはそれに伴いますところの地元社会に対する負担の問題、そういう状況につきましては、私どもも十分日ごろ認識をさせていただいているつもりでおりますが、そういう観点も踏まえて、沖縄におきますところの施設、区域の整理統合問題、これにつきましては、現在日米合同委員会の枠組みの中におきまして、かねて日米安全保障協議委員会です承をされておりました施設、区域の整理統合計画のうち、いまだ実施されるに至っていないもの、及び沖縄県知事がアメリカ政府に対して御要望になりました施設、区域の返還要望、こういうものにつきまして現在検討を行っているとございます。私ども、米側ともにも意味のある成果を得たい、こういうことで鋭意協議検討を行っている次第でございます。現在のところ、どういう成果を得られるかということをお願いする段階には至っておりませんけれども、私どもでもできる限り努力をいたしまして、早期に具体的な成果を得るように努めてまいりたいというふうに考えております。

○仲村委員 先ほども指摘いたしましたとおり、沖縄の米軍基地というのは日米安保条約に基づいてできた基地ではないわけです。占領時代つくら

れたものが沖縄の復帰のときに核抜き本土並みというような形でそのまま継続されているような状況でございます。これは、民間の至近距離で実弾射撃演習をするとか、今ごろ都市型訓練施設をつくるとか、こんなこと全く許される問題じゃないと私は思うわけであります。

そういう中であつて、遊休の施設というのが幾らでもあるのですよ。こういうたものを放置して、そのままアメリカの顔色を見ろというようなことでは、これは今日の世界の情勢が許さないと思ふのですよ。そういう意味で、政府は積極的にこの米軍基地の整理統合、これを図っていくべきだと私は思います。その点についてもう一度、ひとつお願いします。

○時野谷説明員 先ほど申し上げましたとおり、沖縄の地元社会におきまして問題とされているところ、ただいま先生が御指摘になつていられた状況、そういうものは私ども十分承知をさせていたでいていると思つておりますが、ただいまの先生の御指摘も踏まえまして、引き続き整理統合につくままして努力をさせていたがたいと存じます。

○仲村委員 県民が米軍の基地の整理縮小を求めている中で、世界の潮流に逆行するようなことを沖縄駐留米海兵隊司令官が言つてゐるのです。ヘンリー・スタックポール、この人が、十年間は恐

らく米軍の縮小はないだろう、こういうことを言っているわけです。これは時代錯誤も甚だしいと思うのですが、その理由として、アメリカが日本に駐留するというのは日本の再軍備を防止するためである、こういうことを言っているわけですが、これも、これについてどのような考えをお持ちですか。

○時野谷説明員　ただいま先生御指摘の発言につきまして、新聞で報道されましたところを私どもも承知をいたしておりますが、この点につきましては、報道がなされたときに、ワシントンにおきまして国防総省のスポークスマンが、報道に言われているがごとき発言というのは、チェイニー国防長官あるいは米国防政府の見解を反映した

ものではないということを明確に述べている次第でございまして、私どもも、伝えられる発言がアメリカ政府の見解を反映しているようなものではないというふうに考えております。

○仲村委員　これは、一駐留軍の司令官の発言といえども軽視するわけにはいかない。やはりアメリカ人の心の中にそういう気持ちがある。これだけ日米安保条約を通じて日米間の信頼関係を築き上げた中でこんな発言をされるということは、これは許される問題ではないと私は思います。こういう点については、ひとつ強い姿勢で臨んで日本の立場を明確にしていただかなければならない。こういうように考えているところであります。

そこへ那覇空港の中に自衛隊が弾薬庫を建設する問題についてお尋ねしたいと思いますが、御承知のように那覇空港は年間約四万一千回航空機が着陸しているのです。一日に百機以上の航空機が着陸しているのです。こういう非常に離発着の頻度の高い空港でありますゆえに、そういう地域に弾薬庫をつくるということになりますと、これは住民感情として果たして大丈夫なのかなという気持ちを持つわけでございますが、その点について、この安全性の面、そこにつくらなければならぬ理由について、ひとつ御説明いただきたいと思えます。

○村田政府委員　先生お尋ねの自衛隊那覇基地に弾薬庫をつくる、その理由及び安全なのかどうかという点について、御説明をいたして御理解を得たいと思います。

現在 政府としましては、我が國が平時から保有すべき防衛力の水準を定めた防衛計画の大綱に従ひまして、この水準の達成を図るということを目標として、平成二年度まで、いわゆる今年度までの間、中期防というものをつくりまして、それを着実に実施しているとございます。

中期防におきましては、継戦能力の向上あるいは訓練等に必要の弾薬の備蓄を推進する、いわゆる正面兵力を備えてもそれに必要な弾薬等が補完されていないというような状態をなくすために、

今のような必要な弾薬の備蓄を推進することとしておりまして、このための弾薬保有能力を向上する必要があるということで、全国各地で弾薬貯蔵所を整備してきているところでございます。

現在那覇基地に配備されております部隊が同じように任務を遂行するためには、必要な弾薬類を貯蔵する火薬庫が極めて不足している状態にありますので、今回那覇基地に火薬庫を建設する必要が出てきたということで、元年度予算で火薬庫三棟の増設が認められまして、整備に着手しているところでございます。

ところで、安全性でございますけれども、火薬庫の建設計画につきましては、火薬類取締法令あるいは建築基準法等の関係法令を満足した構造、配置、保安距離等を確保するようになっておりますが、この点については既に通産省の承認を得ており、安全性に問題はないものと考えております。

なお建設後の管理面におきましても、自衛隊によって嚴重に保安管理、運用が行われるという点でも安全性について確保されてゐる。また、自衛隊の保有する弾薬はもともと衝撃的な場面で使うわけではございまして、大砲等で撃つというような場面で使うわけではございまして、一般の火薬類に比べ衝撃等に対して格段の安全性を持たせているということ、かつ、保管に当たりまして容器に嚴重に収納するというような特別の配慮を行つており、安全性についても確保されてゐるというように考えております。

以上述べましたような防衛上の必要性があり
また、火薬庫の安全性についても私ども確信を
持つておりますので、ぜひひとつ御理解を賜りた
い、このように考えております。

○仲村委員　私はその弾薬庫をつくることから
直線距離一キロぐらいのところに住んでおります
ので、もし危険があれば一番真っ先にその被害を
受けるのは私だと思えますけれども、一番大事な
ことは、私は、皆さんはちゃんと那覇市の建築確
認もとって既に着工されているわけでありませうか

ら、これは消防法あるいは火薬取り扱い諸法令に適合した形での建築確認だと思えますので、それはそれなりの安全性が確保されているものとは思いますが、ただ、貯蔵量によって民間の他の施設からの距離というものが制限されているというようなことを聞いております。そうしますと、今国道三百三十一号線バイパスの東側は土地区画整理が進められて、近い将来バイパスの近くまで全部民間の建物ができるような感じになるわけですね。そうしますと、皆さんの貯蔵量との関係でその距離はどうなるのか、十分その安全性の確保はできるのかどうか、その点が心配でありますので、その点についても一度ひとつお願いいたします。

○村田政府委員 今先生お尋ねの保安距離の問題でございますけれども、現在私どもが申請をしておりますものは、現在のいわゆる物件、家屋でありまして道路でありまして、そういうものを対象として申請をして貯蔵弾薬量を承認いただいております。こういう状況でございますので、仮に将来新たな物件等がつくられるというような状態になります場合には、火薬類取締法令に基づきまして所要の措置をとる。すなわち、新たな物件を踏まえた上での貯蔵量の変更というようなことによつて対処するという考え方であります。

○仲村委員 この点については十分安全面を留意されて、万が一でもその周辺に被害が起こるようなことがあつては、また、その弾薬庫そのものの事故が起こるようなことがあつてはならない、こういうふうに考えておりますので、その点は十分ひとつ注意を払っていただきたい、こういうことを特に指摘をしておきたいと思っております。

沖縄県においての自衛隊の急患空輸任務というのは非常に重要な役割を果たしているところでございます。御承知のように、離島僻地が多いためにやはり無医地区が多いんですね。そういう関係もあって、復帰後恐らく自衛隊の急患輸送は三千回くらいに達しているのではないかと私は思っております。それだけやはり県民から自衛隊のこの

任務については非常に感謝をされているところでございますが、たまたま二月十七日、宮古島で急患が発生をいたしました。午前一時二十分ごろ那覇空港から飛び立っていったわけですが、それが自衛隊の乗員三名、添乗医が一人行つて、そのまゝ事故が発生したわけですが、どこでどういう形で発生したかわからぬという状況で、長い間その捜索を続けていたわけでございますけれども、ようやくその機体らしきものを海底に発見をいたしました。二十一日にこの機体の引き揚げをする、こういうことになっているようでございますが、本当に遭難された方々にとつて大変な痛ましい事故であつて、心から遭難者の皆さんにお見舞いと御冥福をお祈り申し上げたい、こういうような感じでございます。ただし、この事故が発生したために、せつかく添乗医制度を設けておつたものが、恐らくお医者さんの立場としても、こんなに危険な仕事にという気持ちが起こつてくると思う。これは、急患輸送というのは臨時を争う業務でありますので、何としてもやはりお医者さんが同乗していただかなければその任務の十分なる達成は果たせないという感じがからいたしまして、この添乗医制度を継続してもらなければならぬ、こういうふうに私は考えますけれども、これについて、これは厚生省がお答えするのですかね、ひとつよろしくお願いいたします。

○澤田説明員 御質問にお答えいたします前に、今般患者搬送に向かわれる途上で事故に遭われた医師及び自衛隊員の方々と並びにその御家族の皆様方に対して、心よりお見舞い申し上げますとともに、救急医療への御貢献に対し厚く感謝するものでございます。

さて、離島におきます医療の確保につきましては、僻地保健医療計画に基づき僻地中核病院、僻地診療所の整備充実を努めてきたところでありますが、これら医療機関では対応が困難な重症の救急患者につきましては、ヘリコプター等により設備体制の整った病院へ搬送する必要があるわけ

でございます。このため、昭和六十二年度から第二次救急医療体制の中でヘリコプターに添乗する医師の確保を図り、機内において早期に必要な処置を行えるようにする観点から、万一の事故に備え添乗する医師等の災害補償の保険料を国が助成するヘリコプター等添乗医師等の確保事業を実施しているところでございます。沖縄県においても、これを受けて事業を実施してきているところでございます。

厚生省といたしましては、今後とも本事業の推進を図っていくとともに、沖縄県における離島の救急医療を確保するため、医療機関及び関係者の協力を得て事業の推進をお願いしたいと考えているところでございます。

○仲村委員 これはまず一番大事なのは、宮古病院というのは沖縄県における拠点的な県立病院ですから、そういう地域に脳外科の医者がいなかったということが問題。それで、それなりの機器が恐らくなかったのではないかと、こういう点が感じられますので、これはこの拠点病院にそれなりの医師の配置をするということ、それなりの機械の設備をするということがまず大事です。そうすれば、別にお医者さんを同乗させなくてもいい、また救助に行かなくてもいい、こういうことが考えられますので、その点をまず充実していただきたい。

これは開発庁の方からひとつお答えをいただきたいと思いますが、厚生省、この点は非常に重要な問題でありますので、やはり医師会の方々とよく話をさせていただいて添乗医制度が続けられるようにお願いをしておきたいと思っております。

○水谷政府委員 ただいま御指摘がございましたように、今回の事故は脳外科の患者を宮古島から沖縄本島へ輸送する際に生じたものでございます。また、平成元年度中の宮古から本島への急患の搬送実績を見ますと、四十二人のうち三十五人が脳外科の患者でございました。そうしますと、ただいま御指摘いただきましたように、宮古の本島にそうした脳外科の施設を持つことがまずは急

務であろうと考えます。そうしたことから、県においても今そういったことの対策を立てたいだいておりますし、私どもも県と御相談しながらそれに対して的確に対応できるようにさせていただきたいと考えている次第でございます。

また、全体の急患輸送の問題でございますけれども、制度が発足しました直後にこうして起こつた極めて残念な事故でございます。私どもも、この制度がぜひとも必要であり、これが円滑に運用されますように、県の御要望も聞きながら、また関係省庁にも積極的にお願いをしてまいりたいと考えております。

○仲村委員 確かにこれは第一義的には県の仕事でありますので、県の方で取り組んでいただかなければなりませんけれども、それについては開発庁としても可能な限りの支援をしていただきたいというふうに御要望を申し上げておきたいと思っております。

次に、糸満地区のマリノベーション構想についてお尋ねをしたいと思います。

昭和六十年、政府が提唱し、地区指定をしたマリノベーション構想は、我が国の水産業の直面する厳しい現状から脱皮して、我が国沿岸及び沖合水域の総合的水産業開発の展開を図ろうということだと思えます。それを受けて糸満市も昭和六十二年に地区指定を受けたわけでありまして、大々的にその事業の推進のアドバンスを上げてきたわけでございますが、私は先般、糸満市の担当の職員を呼びまして、このマリノベーション構想という事業の進展状況について聞いたところでございます。このように非常に夢のようなパラ色の絵を描いているわけですが、浮き魚礁をして魚が集まってくる、本当に手づかみのできるくらい夢のような絵を描いているわけでございますが、ではどれだけの仕事をしているかと聞きましたら、全く予算がついておりませんというところでございますけれども、このマリノベーション構想について、どのような計画で、どういうこれからの推進の御方針をお持ちであるのか、お尋ねしたい

○田原説明員 お答えいたします。

これは対します支援といいたしましては、私どもはまず基本計画の策定に対します事務費の助成、あるいは策定しました後の計画管理と申しますか、全体的な進行政管理のための助成といったことを基本としつつ、また水産庁関係では、漁港関係の事業でございますとか沿岸漁場の整備開発の関係の事業でございますとか、いろいろな施設整備の関係の助成がございますけれども、こういった事業につきまして、マリノベーションに基づく基本計画を策定した地域に予算の重点配分を行うとか優先採択を行うということと支援しているところでございます。

これは水産白書の中で見たのですが、平成二年度で五地区に二十億三千万円つけるということでございますけれども、五地区といいますと約四億円ぐらいの平均になるわけですが、これはどこを予定しているのか、また、糸満市にそういう形で計画をするとなるといつごろの予定であるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○仲村委員 もう時間がありませんので、最後に、先島地区の民放テレビ施設整備についてお尋ねをしたいと思います。

第二類第六号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第二号 平成二年四月十八日

このように考えております。

○藤田政府委員 郵政省の方から検討して二年くらいをめどに結論を出したいというお話でございます。その検討の結果、私のところでお手伝いするものがございますしたら積極的に対応してまいりたい、かように考えております。

○仲村委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございます。

○上原委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 大臣おめでとうございます。

大臣が沖繩を拒当するということになりました。て、沖繩は県ですから地方自治体、こういうことになるわけですが、地方自治体の上に国があえて沖繩の担当大臣を置いた、そういう意味と役割は何であるとか御認識をなさっておられるか、その見解をまずお聞かせをいたしたいと思います。

○砂田國務大臣　これはもう御承知のように、日本国の中で沖縄県のみが大変な戦禍のもとに置かれた。とうとい生命を多数官民ともに失ひ、このような不幸な状態にあった沖縄のそのような事情、そしてまた昭和二十六年のサンフランシスコ平和条約が締結されてから、このような實情から抜け出そう、眞の独立を勝ち取ろうと、本十では全国民が一斉に大変な意欲を持って働き出し

たわけてございますけれども、四十七年までの間、長い間外国の施政権下に置かれて本土との隔絶状態にあった沖縄、このような特殊事情を勘案をいたしまして、四十七年の五月十五日に沖縄の復帰を目指して復帰の準備に取りかかりましたとくに、やはりそのような沖縄の特殊事情、沖縄が持つております本土との大変な格差というものを克服して真の自立的な明るい豊かな沖縄県というものを創設していくために、やはり政府として特

段の努力が必要であるという認識のもとに沖縄担当の大臣というものを設置されたものと理解をしております。

○沢田委員　私もちょうど五十一年ですが、国会に came しました。その翌年、地籍法を本会議でやったときに、それぞれ資料も調べさせていただきま

た。この間、沖縄、北方領土の委員長を仰せつ
かつて、この問題で議論をするというのは、いろ
いろ意見は持っていましたが大蔵の方が多かつ
たので、大蔵も十何年やっていますから、大蔵の
方でも議論はやりましたが、この委員会でもやる
のは初めてと言ってもいいのであります。

非常に初歩的な質問で申しわけございません
が、私も三カ月か四カ月しか知らないのですが、
内地というのか、国内というんですか、本土から
沖縄に行く人は年間大体どのくらいか。大臣は
見当つかないかもしれない、おおよそいいので
すが、感覚的に言ってみてもらって、専門的な数
字でなくていいのですよ。大体どのくらい行つて
いるのかと、ちよつと頭の中をよぎつたら。別
にこれで権威を失墜するとか何とかという問題
じゃないですから、どの程度動いているのかと
。局長が答えるなら専門的でしょうから、局長
が答えてください。大臣いいですよ。

○藤田政府委員 正確な数字を覚えておりませ
んけれども、観光客という形で統計は出ておりま
すが、それによりますと平成元年で大体二百七十
万。それ以外にビジネスその他の用で行かれる方
があると考えられますので、かなりの方が本土か
ら沖縄を訪れていらっしゃる、こういうことかと
思っております。

○沢田委員 私もし知事にお会いいたしましたとき
に、沖縄がこれから何で県の特長を出していくの
かあるいはどういふ県の長所というものをつく
っていくのか、ビジョンというものを伺いしまし
た際にも、言うならばやはり第三次産業的なもの
にウエイトを置く県とならざるを得ないでしょ
う、そういう見解を述べられました。それで私
も、そういうことであれば相当な水の使用量とい
うものを考えなければならぬし、かんがい排水も
下水道も、同時に飲料水も皆、海に出してしまう
戻らないのでありますから、当然水資源というも
のが重要な資源の一つになります、そのためには
今から準備しなくちゃならぬでしょうという話を
しました。大臣がいみじくも、そのことが重要な

一つの役割だというふうにおっしゃっておられま
した。その前提として、運輸省にも来てもらつて
おりますが、今沖縄へ行くのには航空運賃は幾ら
かかるのですか。

○荒井説明員 東京―沖縄でございますと片道で
三万四千九百円になっております。

○沢田委員 北海道は、千歳になりますか、幾ら
かかりますか。――私の方も調べてあるからいい
です。どの程度理解してくれているかなと思つて
聞いただけの話ですから。

北海道が二万三千八百円なんです。それで、
大臣、さっきも言ったように大体二百七十万
人、鹿兒島からさらにかかります。列車で、船で行くと
行くのです。ですから空港を持たないところから
行くのとさらに金額が多くなる。これじゃハ
ワイへ行つた方が得だ、こういうことをだれしも
考えてしまう。ですから、そういうことから考え
て、沖縄の復興なり活力なを生み出していくた
めにはやはり航空運賃を下げてやる。沖縄の学生
さんは国会図書館も使えないのですからね。国会
図書館に来て勉強しようと思つたつて、おつくう
というよりも、まず金がないです。帝園劇場
で見られるかといつたらこれも見られないです
ね。ですから、同じ日本国民でありながら相当な
格差をつけられているということだけは間違ひの
ないことなんです。だから、それを運賃の方で便
宜を図つて一万円程度安くして、そして往復を楽
にするということになればやはり、経済的な活力
あるいは文化的な活力、そういうものにも波及を
すると思ふのです。まず交通の便というものが最低
限必要な要素だと思ふ。今ここで運輸省なり大臣
がどう答えられるかわかりませんけれども、まず
その部分を下げることによつて沖縄の入り口を楽
にしてやるということが必要なじゃないのか。

我々こういう同じところにいる人ではわからない
一つの感覚だと思ふのです。大臣、もしお答え
いただければ、これは運輸大臣とも相談しなが
ら、あるいは全日空や日本航空その他国内航空と

も話し合いながら政治的な料金というものを若干
つくつてもいいのではないか。最悪の場合として
も、組まれた予算の中で不用額がそのくらい出て
いるのです。総理府の方の通算のところではい
は大体一億出ています。一万円くらいの補助
を出しても十分間に合うのではないかと。どう
な感じもしますし、運輸省でも決算の上では百四
十一億くらい不用額を出しているのだ。だから、
そういう不用額をそういうところに、例えば国会
議員の乗車証、幾ら出しているか中身はわからな
いけれども、乗車証を買つて発行しているのと同
じように、そういう沖縄県民なり北海道も同じな
のですが、ある程度国家的な補助をしながら、会
社も努力してもらつて半分くらいに下げられる、
そういう方法を考えることがまず第一ではない
か、こう思ふのですが、それぞれ御回答いたさ
たいと思ふ。

○砂田国務大臣 端的に同感と申し上げればいい
のですが、いろいろな問題を抱えていると思ひま
す。東京―札幌と東京―那覇間の運賃のことをお
話しになりましたけれども、キロ当たりいたし
ますと沖縄の方が安くなつていくわけございま
す。そうはいつても、沖縄県の西銘知事とお話し
になったことを沢田委員がお話しになりましたけ
れども、今大変周到な準備を県が進めておられま
して、リゾート開発に真剣に取り組んでおられる
わけでございます。

ただ、観光開発というのは沖縄県にとどま
るわけではございませんで、国民所得のこれか
らのあり方、労働時間の短縮等を考えてまいりま
すと、二十一世紀を目指して日本全国的にリゾ
ート開発気分が巻き起こつていくと申しますか、沖
縄県もそういうリゾート産業を育成していくにつ
いても、国内各方面と、あるいはもつと申し上げ
れば外国とも相当な競争を覚悟してまいらなけれ
ばならないと思ひます。そういう意味で、東京―
那覇間の航空運賃が今なお単価が高い、やはりこ
れを下げていただくことも沖縄のこれからの産業
発展のために大変重要な要素であらうと思ひます

ので、沢田委員の大蔵委員としての御経験から
の、今の何か直接余剰金と結びつけてのお話がご
ざいましたけれども、そういうことが可能である
かどうかはちよつと定かではございませんが、国
内と沖縄との間の運賃をなお一層下げていただ
けるように航空会社にもまた運輸大臣にも私から
も要請を続けてまいりたい、かように考えている
ところでございます。

○荒井説明員 航空運賃につきまして沢田先生か
ねてから大変博識で詳しいところでございま
すが、運賃を下げるという方向につきましては、運
輸省もそういう方向で頑張つていきたいと常日ご
ろ考えておるところでございます。

それで、今先生申されました普通運賃の比較で
ございまして、もう先生は御承知のことございま
すけれども、今大臣からの答弁の一部にございま
した東京―那覇が一番需要が多い路線でござい
ます。普通運賃につきましてはよくキロ当たり賃
率の比較をされるわけでございますが、現在キロ
当たり二十・一元ということになっておりますけ
れども、たまたまこれは全国で一番安いキロ当
たり賃率になっておまして、東京―札幌でござ
いますと二十五円、平均値に近いものでございま
す。あるいは東京―鹿兒島で二十六円、似たよう
な距離の福岡―札幌で二十六円という並びにな
っております。「北海道が一番高い」と呼ぶ者あ
り。これはたまたま北の方が高いということ、
南北格差ということ、このたび運賃の値下げを二
十七路線で北の方を中心にしたところでござ
います。「それでも高いんだよ、まだ」と呼ぶ者
あり。北の方は南北格差というのは北が高いと
おっしゃいまして、南の方は南北格差というの
は南が高い、両方……

○沢田委員 はい、わかった、時間がないから。
例えば我々が朝の通勤電車に乗つて、スチュ
ワーズなどないですよ、車掌もないくらい
だ。肌を寄せ合い、ひしめて通勤しているの
だ。だから、何も沖縄と北海道だけは特別待遇で
なくとも、立ち見席というわけにはいかないだろ

うけれども、少なくともそのぐらゐの人員費をある程度削減して、通勤のためにいす席を多くして、そのかわりスチュワーデスは乗せないというようなことも考え合わせながら、何も同じ旅客で遊覧で行くという前提でかからないで、我々の通勤電車と同じ仕組みで、通勤のつもりで考えていけば、麗々しくやらなくともいいのじゃないのかという気もします。

もっと少し合理的に考えて、ハワイへ行くとか、アメリカへ行くとか、パリへ行くとかいうのじゃないのだから、同じ国内で旅行をするという意味なんだから、普通の生活者がちよつと一万円ぐらゐで行けるというのがやはり国内の政策の一つだと思ふのだね。やはり遠いものがあるわけ意識して被害を受けているというのがそれだけ意図から、それを同じような平等の権利を確保するために、ある程度距離距離減法で安くして、東京にも出入りができるという一つの条件をつくつていくことが、やはり隣人愛を育てていく道につながると思ふのです。そんなしやくし定規なキ口数など、そんなもので言っているようでは、あなた日本人じゃないよ。

だから、そういうことで、もう少し幅の広い考え方、一万円で沖縄からも来れるのです、北海道からも来れるのです、そういうふうな政策がとれなかったら、これは政治家じゃないのだから。あなた政治家じゃないのだからしょうがないけれども、大臣はそんな意味で考えてもらいたいと思ふのです。首を縦に振っているから、これは速記録の関係上、そういうことで検討してもらふ。

あなた、何か答えるか。では、今のひとつ答えてみてください。

○荒井説明員 一つだけ、先ほど先生おっしゃいましたように、観光と入り込みで地域振興というのは大変有益な考え方と思っております。

それで、実は普通運賃はなかなか体系的に勉強せねばいかぬところがあるのですが、バック運賃というのがございますけれども、団体・包括は

三五%割引可能になっております。それをなるべく利用して、例えば北海道では雪まつりのイベントが盛んになりまして非常に旅客がふえてきております。ああいうような地域のイベントなりアトラクションと一緒にバックでいろいろ運賃を安くするというのが一つかと思っておりますが、私どもも一緒に地元の方と考へていきたい一つの道だとも思っております。

○沢田委員 我々定期のバスで乗れば、六カ月を買えば大体二カ月と十日ぐらゐの通常の運賃で乗れるようになるんだね。一カ月の分でも大体十五日間の分を支払えば乗れるようになるのですね。ですから、回数券も同じようにその程度の割引率があるわけだし、あなたは三五%などと言つたけれども、そんなものじゃないですね。今の旅客の輸送というものを考えていくとその程度の割引になつてはいるのだから。それは月に五回も十回も行く人がいれば、一万円ぐらゐになればもつと多く行くかもしれないよ。ですから、そういうことによつて割引率を高めていくという方法もあるということをやつと念頭に置いて、三五で得々としているのじゃなくて七〇ぐらゐ引く、こういうことを発想を転換してやつてください。これはお願いだけしておきます。

それで、大臣、私はちよつと地域の、先ほどの同僚議員からの質問の中でいろいろありました。これを言っている時間と時間が足りなくなりましたから、後で大臣のところへお届けしますから、こういう資料があるのだということをひとつ沖縄の長官として見てもらつて、我々が沖縄を見か、あるいは生産率はどうなのか、あるいはまた観光、娯楽の面はどうなのか、あるいはまたとを見ますよね。やはりその点で低いということだけは間違いないのです。ですから、そういうものをどうやって格上げするかというのを、私は、今のまゝ出入りが自由になつてみんなが行ける、そういう形をとることによつてその前進を図りたい、こういう意味で申し上げたわけなんです。

す。

それから次の問題で、文部省に来てもらつていますから。沖縄は戦後の復興の後で日の丸の思い出とか君が代の思い出というのはいい思い出を感じる人は少なく、我々もそうかもしれないと思ふが、憎らしいというか、連想するものはいい思い出は出てこないですね。沖縄の人は皆そういうふう感じてらるうと思ふのです。だからそういう立場で見ると、今の文部省の指導要領の問題ですが、私の方の質問はそこから進めますが、指導要領は法的拘束力を持つという見解はいつ決まりましたか。

〔上原委員長代理退席、委員長着席〕

○近藤説明員 学校教育は公の性質を有するものでございまして、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおきましても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請されていると考えておるところでございまして。学習指導要領につきましては、学校教育法に基づきまして、文部大臣が教育課程の基準として定めているものでございまして、これに基づきまして、そういった学校教育法に基づき、告示という形式で定めているものでございまして、法的拘束力を有する、かように解釈をしておるところでございまして。

○沢田委員 法的拘束力を持つと言つたのはこの間の最高裁の、福岡の言うならば教員の運動の結果として判決にあつたと解して、なぜ「的」という言葉を使っているのですか。これがまず質問の一つ。どうして法的と言っているのですか。それからもう一つは、法的であるとするならば国会の審議をして議決を経るべきである。それはわかる旗がないんだから当分しようがないとは思いますが、嫌だつたら違つた旗をつくればいいんだから、それは別なんです。当分そのことを私は否認しようとは思つてはいません。しかし、こういうものはいくつかが私の主張の原点なんです。やはり忌まわしい思い出もあるわけですか

ら、腹巻きに巻いていつて鉄砲の弾が当たつている思い出もあるわけですから、そういうようなことであつて強制すべきものでない私は主張しているのですが、今も言つた「的」というのはどこから出てきた「的」なんです。向こうのアメリカの敵を言っているわけじゃないのしょうが、「的」という言葉の出でた語源をちよつと尋ねてください。

○近藤説明員 学習指導要領は、学校教育法並びに学校教育法の施行規則の規定に基づきまして、文部大臣が法令を補充するものとして告示という形式で定めているところとございまして。そういう意味におきまして、法的拘束力を有するというふうに従来から文部省においては述べておるところでございまして。

○沢田委員 この間の福岡の裁判の最高裁の判決文なんです。最高裁の判決文の中にはそれらは触れてないのです。学習指導要領が法的な拘束力を持つとは。授業の内容は、日の丸とかそういうものではない全然ないのです。それで、しかも「本件各懲戒免職処分は社会観念上著しく妥当を欠き、上告人の裁量権の範囲を逸脱したものである」とした判断は、是認することができない。そういうことで、公務員法で、これは教育基本法はありますが、教育基本法の条項でその裁量権が言われているのです。その教育基本法の条項は今言われているようなことではないのです。これは授業の内容とかそういうものは別ですが。だから、上告を棄却されていきますから。じゃ、高裁の分はどうなつていくのかと見ると、高裁の中でも同じように日の丸の問題や君が代の問題がこの論争の中に出たわけでも何でもない。だから、もし最高裁が言つたと解釈するとすれば、これは教科の科目の中で言つたのであつて、今言っているようなものが該当しているとは言われない。あなたが言つた「的」というのは従来から言つて、いつから言つたか言つてみなさい。僕はまだかつてそういうことを聞いたことがない。法的だなんていいかげんな言葉を法律家が使うなどとい

うことはあり得ない。政令だとか何かは法律的事というものを包括して物を言うなら話は別ですよ。しかし、それは法律に準ずるとか——それだつて準じていないと思う。そういう意味において、法律的事などといういいかげんな言葉を使つてごまかしていくというようなやり方はよろしくない。少なくともそれは法律ではないでしょう。じゃ、逆に聞いていきます。法律ではないです

○近藤説明員 学習指導要領は文部省が告示として定めているものでございますから、法律ではございせんが、法的拘束力を有するということは従来からも私も述べておるところでございます

○沢田委員 だからその語源を、どこでそういうものが決まつて法的な拘束力を持つということが生じたのですかというのを聞いています。答へなければだめじゃないか。法的な拘束力を持つというのはいつ、どこで、だれが決めたのですか。

○近藤説明員 昭和五十一年に学力テストの最高裁の判決が出ていたわけでございますが、ここにおきましてそういう旨の内容の判決が出ております。

また、先ほど委員御指摘の伝習館の裁判につきましても、これは高等学校の学習指導要領でございますが、「学習指導要領は法規としての性質を有する」、このような判決が出ておるところでございます。

○沢田委員 四メートル道路の二メートル後退と同じなんです。そのときの状況の中に生まれた判決がすべてオールマイティーに、あらゆる部門に適用するという解釈を敷衍して物を言っていくというのが政府の従来のあり方なんです。今回も具体的な例は、確かにやり方の中身は悪いですよ。悪いですけども、そのことをもつてすべて学習指導要領が法的な拘束力を持つという普遍的な解釈をしていくというところは間違ひですね。この場合についてその条項に該当するということなん

で、犯罪はすべてそうなんです。犯罪に対する判決というものはそのときのケースとそのときの状況の中に生まれて、その一部分がそうなつたのであつて、すべての学習指導要領が法的に拘束力を持つということに、普遍的に概括的にいうなら、これは法律ではないんです。あなたも幾らか法律をかじつたんだからそのくらいのことはわかるでしょう。五十一年の場合もそのとおり。今回の場合もそのとおり。確かにテレビには法律的にいうことが出た。僕は疑問を持ったのです。だから判決文までもらつて見た。そんなことはどこにも書いてない。だから、そのことをもつて日の丸や君が代の強制に及ぶという議論には発展しないというのをはつきりさせたかつたわけなんです。これは大臣も聞いていて、閣議の中で何かの際には、いわゆる拡大解釈をして物を、我々からいへば歪曲してしまふわけですが、それだつたら学習指導要領をきちんと国会で審議をして、国会の議決を経てそれからやるべきだ、こういうふうには私は考えますので、あなたも答弁はいいが、そういうことを申し添える。

あといろいろ申し上げたいことがあるのですが、沖繩のいろいろおくり出している問題や今後解決しなければならぬ問題、それから知事の要望事項も拝見させてもらいました。第二次振興計画の進行状況はどうだろうか、そんなことも聞きたかつたし、米軍の基地とか増便とか自動車道とかいろいろ出ております。それはまた別の機会に大臣と論争することにして、こういうもののおくれを、沖繩を立ち返らせる、北海道を立ち返らせるという問題もあるのですが、それで、沖繩なり北方領土の返還も含めて、そういう宝くじなどを出したらどうか。資金もなかなか大変だということなら、今北方領土は大変国民世論のあるところですが、私はまた若干別な意見も持つてはおりますが、そういうことは別として、国民もとにかくそういうことを期待しておることは事実ですから、沖繩の開港もそのとおりですから、あるいはその沖繩離島の各島々の復興計画もあるわけですか

ら。ダム一つつくるといつたつて、三百億ぐらいじゃちよつとできないでしょう。これは理事長、ひとつ答えてもらいたいのですが、もしダムをつくとすればどこへつくつて、理事長じゃ答へられないかな、金を利用する方だから。じゃ、沖繩の開発庁。これは沖繩にダムをつくることすればどこへつくりますか。それで概算大体どの程度かかりますか。そういう金を国から出すというのも大変だろうから、まあ宝くじでも、沖繩復興宝くじ、北方領土返還宝くじ、こういうようなものでも、大臣にも権限はないかもしれませんが、ひとつやぱり発想を持ち出して、これは我々も、自民党さんにも御協力をいただきながら、そして各党で、ひとつそういう宝くじを出して、その利益は沖繩に、そして国民の平等性をやはり図っていくということを考えていることが必要じゃないか、こういうふうに思いますが、これは両方からお答えいただきます。

○藤田政府委員 沢田先生から、宝くじを発行してその収益を公益事業に充てることができることになつておりますので、沖繩の振興開発のためにそういうものをやたらどうかという御提言かと存じます。

当せん金付証券法の所管でございますが、具体的にはこれは自治省の所管ということになるわけでございます。突然のお尋ねでございますが、事実とあるいは反するところがあるかと思ひますが、現在私どもが承知をいたしておりますのは、現在宝くじ、いわゆる当せん金付証券の発行権を持つておりますのは四十七都道府県と政令市でございます。このうち単独発行いたしておりますのは東京都だけでございまして、先生もよく御案内のとおり、宝くじは売れなや収益は上がりませんので、大きなマーケットといひますか市場のあるところ、そういうことで、広域発行という形でやつております。沖繩県におきましても、西日本ブロックで共同で発行したいとしておりまして、この収益金、これは公益事業等に使用さ

れているところでございます。また先生の御提言等も踏まえて、そういう趣旨のあることは関係省庁にも連絡してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○沢田委員 大臣、時間がなくなつてきましたので、じゃちよつと答えたいだけですか。

○砂田国務大臣 今二次振興の総点検を私もやつております。また、沖繩県においても二次振興の総点検に精力的に取り組んでおられるところでございます。二次振興を終わつた後何が具体的に残つてくるかというようなことを、その調査結果を見て沖繩県とも意見交換をしながらポスト二次振興への取り組みを考えなければならぬ、ちよつとそういう時期でございますので、せっかくの沢田委員の御提言でございますけれども、売れる確信の持てないものよりは、まず第一義的には、社会資本整備というものが拡大傾向にあるわけでございますから、ポスト二次振興というものを予算的に確保していくことがまず第一義である、さように考えます。

今沢田委員の御提言のことは、しかと御意見受けとめさせていただきたいと思ひます。

○沢田委員 理事長にも残つてもらいましたからちよつとお伺ひしておきますが、これも旅客の方に回るとかと思つたからなんですけれども、

損益計算書を見ますと、雑損で、結果的には九千八百萬千の雑損が出ていますね。どうしてこの雑損がこんな金額にまで出ているのかというふうな、九千八百萬、一億くらい出ているのですか、そのくらい出ているのですが、先ほどの話で見ると、その分もどういう損害なのかとちよつと疑問に思ひました。

その分は、そういう利益をそういうものに回すということも可能なんじゃないか。新しい事業を起こすことも可能なんじゃないか。なぜこんな利益を残しているのかな、こういうふうに思いましたので、ちょっとお伺いします。

○藤田委員 答えたいします。

今先生御指摘の雑損は、六十三年度において金額は千万未満のものでございますが、未収の利息等を償却したようなもの、このように御理解をいただきたいと思います。

こういう利益が出ているんだから云々というお話でございましたが、御案内のとおり、国から大変たくさん補助金をちょうだいしている状況でございますので、利益が本当に相当出ますと、これは国庫納付をしなければならぬ、こういう制度になっておりますことを御了解いただきたいと思ひます。

○沢田委員 いや、わかっているのですよ、それはそれはわかっているのですけれども、公庫なら公庫なりの運用で、焦げつきも、これは五年で償却しているのか、七年で損金に入れているのか、わかりませんけれども、これを雑損という言葉で上げている、その言葉にちよつとひつかかったということなんです。だから、損金なら損金で引当金を充ててまた繰り入れればいいんですから、そういうことで明確にした方がいいんじゃないのか。これは決算委員会じゃないから、それ以上は言いませんが……。

○藤田説明員 大変失礼いたしました。損益に余裕がございますときは、先生御指摘のとおり、なかなか回収困難なような債権につきまして……(沢田委員「七年ですか、五年ですか」と呼ぶ)それは個々の事情によりまして、例えば担保権の実行が可能なものとかそうでないもの、それから事業が閉鎖しているようなものであるとか、そうでないものとか、いろいろございしますが、先生御指摘のとおり、損益の状況を見まして、そういうものは償却をいたしております。大変失礼しました。

○沢田委員 もう時間がありませんから、最後に、自治省と会計検査院に来ていただいておりますから、一言だけ。

自治体の開発指導要領というものがいろいろ横行しております。土地の寄附まで強要したり、あるいは相当の負担金を取る。マンションとかなかにかつては公益費の負担であるとかいろいろあるからまあいいと思うのでありますけれども、沖繩も含めてであります。そういう意味においての自治体の開発指導要領が行き過ぎている面もあるんじゃないのか。土地の寄附なんかさるなるといふのは、これは憲法上にも問題が起るんじゃないのかというふうにも、これは道路として二メートル後退なんかの場合は道路として利用するんですからね。それで強要してとつた分を地方交付税の算定の基礎の中へぶつ込んで面積に入れたきたりなんかしたら、二重取りの詐欺なんだ、これは。そういうようなことを自治省としてはどのように見ているのか。その点きちんと答えてもらいたいのが一つ。

それから、会計検査院はそういうものに対しての検査をやっているかどうか。イエスかノーか、それだけ答えてください。——自治省来てない。ちゃんと朝言つたんだよ。

じゃ、いい。そんなことで議論していると時間たつちやうから。

じゃ、会計検査院は。——まあこれは自治体の関係ですから、いわゆる沖繩におけるそういうものとの関係を含めて、住民の土地なんかの財産の寄附とかなんかというふうなものは指導要領で、これもさつきの法律的にも同じなんです、指導要領で召し上げてしまうなんというの、これは越権も甚だしい。憲法の所有権の侵害ですよ。ですから、大臣は偶然大臣の立場で物を言わざるを得ないと思うのですけれども、それは別なところへ譲りますけれども、そういう形で指導要領——それだつたら条例で決めて、それなら行政措置でも何でもできますよ。そうしたら、各議員が決めて、そこでやれば法律に準ずるんだから、それが法律

違反なら法律違反で無効になるでしょうから。ただ、行政指導というのは片っ方は泣く子に地頭で、いじめられるから泣く泣くみんな出しているのですからね。そういうことで、こういうやり方はやめてもらわなきゃならぬ材料だ。

大臣よりも、ひとつ局長、答えられるかどうかわからぬが、沖繩を含めて、こういうことによつて住民が泣かされることのないように、お客が行つてもお客が泣かされることのないようにするためにあえて申し上げたわけです。

○上田委員長 自治省と会計検査院、どうしますか。

○沢田委員 いいです。しょうがないです、もう。時間がなから後でまた……。

○藤田政府委員 沢田先生の、経費負担の適正化を図るべきじゃないか、それぞれ負担すべき者が負担していくべきじゃないか、こういうお話かと思つております。私ども、直接県、市町村を指導する役所ではございせんが、先生の御提言、まさしくそのとおりではないかと個人的には考へておるところでございます。

○沢田委員 さつきの文部省の法律的拘束力と言われている分の解説は、後でちゃんと書面でみんなに配つてください。どこからその語源が出て、いつどこでそれが決めたのか、そのことを文部省の見解として配つてもらふように委員長にお願いいたしまして、終わります。

○上田委員長 文部省、いいですか。いいね。——はい、じゃ確認します。

午後零時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後零時三十一分開議

○上田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 午前中の同僚委員のお尋ねとも関連

する面もあると思うのですが、提案されました沖繩公庫法の一部改正とも関連しますので、十分調査した上のごときはありませんが、まず非常に重要な節目の段階で沖繩開発庁長官に御就任をなさつて、砂田大臣、国会の忙しい時期を御利用なさりながら現地に足を運んでいただいて、いろいろ沖繩県知事初め各界の代表の皆さんとの意見交換、また復帰前後に沖繩問題に御関係をしてこられた大臣という立場で、今日の沖繩の、復帰二十年をやがて迎へようとする実態をこらんなつて、いろいろお感じになったと思うのです。

そこで、先ほどもございしましたが、あえて第三次振計の必要性というものを強調したい、こういうことをこれまでポスト二次振計というところで、政府は残された期間に二次振計の目標、目的を達成するために全力を尽くすというところが一貫した姿勢でございしましたが、県民が今求めているというか、期待をしていることは、やはり第三次振計は必要だ、これは既定の事実だと私は認識をしておる一人でございしますが、改めてポスト二次振計、いわゆる第三次振計を策定するに当たつて、沖繩開発庁としてどのように推進をしていかれるのか、ぜひ御見解を聞かしていただきたいと存じます。

○砂田国務大臣 今まで、政府におきましてはポスト二次振計という言葉しか使つてきていないと思ひます。それは、二次振計があつた二年残されてるところでございします。私はあえてもう三次振計という言葉を使わせたいただきます。恐らく二次振計では終わらないという感じを持つたからでございます。

ただ、その内容いかんということになりますと、もう御承知のように二次振計の総合調査を実施中でございます。その調査から出てまいります各様の残された問題点、そしてまた沖繩県御自身でも大変熱心に二次振計の総点検をなさつていらっしゃるわけですから、沖繩県の審議会にも諮られまして、沖繩県としての御意見がいずれ出てまいることとでございます。政府の内部におきま

縄県並びに沖縄県民の御意思の代弁者だと私は心得ておりますので、県が今取り組んでおられます二次振計の総点検、開発庁自身に取り組んでおります総点検、この結果を踏まえて、その次の計画というものは作成されるべきもの、かように考えているわけでございます。

○上原委員 政府が進めている作業は、いつごろまでにめどが立つのですか。

○藤田政府委員 ただいま大臣からお話がございますが、現在私も平成元年度から沖縄振興開発総合調査を実施いたしておりますし、総点検の作業も取りかかっておりまして、この夏ごろまでにはまとめたかと考えておるところでございます。沖縄県もおおむねそういうチームで検討をしておるようでございます。

先生御案内のとおり、現在の沖振法でございますが、沖縄県が原案を出して国が決定するというシステムになってございまして、県の作業の進捗というのが一つ大きな要素になってくることは先ほど大臣から御答弁いたしたとおりでございます。沖縄県から聞いておるところによりますと、十二月ごろまでには次期振計の大綱的なものをまとめたというところであります。その進捗状況も眺めながら、その後結論を考えていくという手順になっていくのではないかと考えております。

○上原委員 県も既に総点検に入つて、今御答弁がありましたように着々進めているようですが、第三次振計でどういふことを織り込んでいかなければいけないかというところはかなり議論がされてきたような感もするわけです。

そこで、この公庫法の改正も恐らくそういう点も見越してのことだとは思いますが、けさもありませんが、立ち上がり支援制度にしても、必要性は我々も十分理解をしますし、またこの法案にも賛成をする立場でまずお尋ねをしておくわけですが、この対象事業、主務大臣の定める事業であつて云々というのがありますね。この主務大臣は何を指しているのですか。

○藤田政府委員 公庫を所管いたしております内

閣総理大臣と大蔵大臣の両者ということになります。

○上原委員 その場合に、沖縄開発庁長官の意見とか協議とか、そういうのはどうなるのですか。

○藤田政府委員 役所としては沖縄開発庁でございますが、主管大臣ということになりますと内閣総理大臣という形になるわけで、当然沖縄開発庁が主体的に大蔵省と一緒に決めていくという形になるかと思ひます。

○上原委員 行政上の管轄上はそういうことかもしませんが、対象事業を決める場合、ぜひ積極的に沖縄開発庁の意向も反映できるような、しかもその主務大臣が決めた融資対象になるわけですから、そこは大事な点だと思ひますので、ひとつ指摘をしておきたいと存じます。

それと、対象事業になるのは既に予定があるのかどうか、それもお聞かせください。

○藤田政府委員 立ち上がり支援資金につきましては、本土におきまして日本開発銀行で同様の制度が平成元年から実施をされておりました。それによりましてNTTのCタイプ事業、例えば民活法とかリゾート法対象事業、テレトピア事業といったような社会資本整備事業が対象になる、こういうことでございます。沖縄につきましても同様の事業内容を考えておるところでございます。

最近の沖縄の動きといたしまして、例えば観光開発あるいは臨海開発等、こういう事業の対象となるような事業が出てまいっておりますので、今回改正をお願いいたしておるものでございます。

○上原委員 まだ特定はされていないような感じを受けるわけですが、特に今回の改正によつて、沖縄側として運用という力の入力によつては有望に展開していくのではないかと思ひます。けれども、研究開発などというところに、新技術開発、情報処理の高度化、情報処理通信システムの促進などである、いわゆるソフトの面を対象にした事業開発への融資制度が新たにできるといふことは、運用いかによつては大変有望ではないかと思ひます。そういう面で、特に離島県であ

るといふことと、いま一つは、これだけ国際的にも国内的にも情報化社会になっていまして、沖縄の立地からすればそういう情報システムという面での活用の仕方というのは第三次振計の中でも非常に大事な点だと私は思ひます。それと関連づけで、若い青少年の人材を育成していく。けさほどありました。すべて本土にきていろいろ学校に入るとかでなくして、沖縄の立地を利用してそういう人材の育成、情報収集、ソフトウェアというものを、ぜひこの制度が取り入れられた段階で公庫も開発庁も、もちろん沖縄側、地元もそうですが、力を入れてもらいたい。何かそういう見通しなり構想があつてこういうことを考えておられるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤田政府委員 研究開発資金についてのお尋ねでございますが、先生御指摘のとおり産業集積が沖縄県においては乏しいわけでございますが、こういった集積の拡大とあわせて高度化も同時に進めていくことが重要な課題であるということとは先生の御指摘のとおりでございます。したがいまし、技術開発とか情報化促進等の支援をする観点から、現行の設備資金は現在でも貸せるわけでございますが、それに加えて、高度で新しい技術の研究開発等に必要とする設備資金、例えば研究者の人的費ですとか、そういったものを対象とする融資制度の創設をお願いいたしておるところでございます。

具体的にどうかということでございますが、最近の動きといたしまして、新技術や情報処理システム化の動きが出てきたやに聞いております。こういった動きの芽を育てる意味からも、ぜひ融資制度を早急に創設したいというところでお願いをいたしておりますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

○上原委員 後でまたいろいろリゾート問題をお尋ねする中で、もう少し関連づけしてお尋ねします。

けれども、公庫の出資がありますね。この資料にもあるのですが、五つの事業に出資をしておられる。この出資をしている五事業の経営状況というかあるいは進行ぶりというか、何かけさもありませんが、赤信号とまでは言わないが、かなり黄信号が点滅するといふようなことも時々聞くのですけれども、この実情はどうなつていくか簡潔にお聞かせをいただきたいということ、また今後の出資対象事業はどういふのをもちなのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤田説明員 大変申しわけないのですが、ちょっと先生のあれを聞き漏らしたのでございませうけれども、当公庫の出資企業の中でうまくいっていないのがあるか、こういう御質問と了解してよろしゅうございませうか。(上原委員「はい」と呼ぶ) そういう点で申し上げますと、私も公庫創立以来出資しました企業の中で、既にもう清算を結了したおの企業が一つございます。これは、申すまでもなく先生御案内の例の天然ガスでございます。

現在出資企業が五法人でございますが、その中で特別に赤信号というふうなものはない、私はこういうぐあいには信じております。ただ、若干心配しておりますものもございまして、これは先生のおっしゃいます黄信号とまではいかないかもしれませんが、それに近いものも一つございます。そういうものにつきましては、私どもの方も株主の立場にあるわけでございますので、随時企業との間に業績の好転を図るための支援をしたいと思ひますし、またその前提として、企業の業績がよくなるような企業努力をこちらの方から願ひしております。現在のところそういうところでございまして、現在存在いたします出資法人は、今申し上げましたように五法人でございます。

○上原委員 大事な点だと思ひますのでお尋ねしたわけですが、沖縄の産業開発というか、事業、生産部門を高めていくという面ではいろいろな構想はあるけれども、なかなか思うようにいかないのが現状、もう出てくるのは、観光だ、リゾートだ、こ

れも悪くはありませんがね。公的機関、公庫が融資をした事業がうまくいかないとすると、県民に与えるイメージもよくないですね。非常に不安を抱かせる面もありますので、その点は、既存のものはもちろんですが、てこ入れすればうまくいきそうなものについてはもっと臨機応変、寛大にやってもいいし、そういった法人なりいろいろなる第三セクターでも結構ですが、これから有望なものがあれば、ぜひひとつ産業、経済の構造改善という面も含めて力を入れていただきたいと強く要望をしておきたいと思ひます。

それと、あと一点確かめておきたいことは、これは指摘するまでもありませんが、沖縄公庫と本土公庫などの基準金利を比較する場合に、公庫や開発庁の政府全体の御努力によって、もちろんこれは沖縄法、特措法という基礎を前提にしていますが、基準金利が幾分安くなっております。これは今後ともこの程度の差はぜひ維持していただきたい。さつきもありましたように、依然として県民所得は低い。その他の面でも全体的になかなか思うようにいかない面がある。この見直しはどうなんでしょうか。

○藤田政府委員 沖縄振興開発金融公庫の金利が本土公庫等に比べて低くなっております。これが今後どうなるのか、こういうお尋ねかと存じますが、沖縄公庫の貸付金利につきましては、沖縄が本土に復帰いたしました際、本土に立ちおくれしております経済社会の実情等を勘案して、金融上の措置として本土の対応公庫等より低い金利を設定したものが多くございまして、その後の金利体系の変更の際にも、沖縄の実情等を十分考慮しつつ設定してまいったところでございます。しかし、一方、当然のことながら、公庫の平均貸付金利は借入金より低くございまして、逆ざや分等損益上の収支差は補給金として一般会計から繰り入れをされておりますが、この補給金は毎年累増していることは先生御案内のとおりでございます。しかしながら、公庫の貸付金利、例えばの話ですが、これを本土並みの水準にするかということござ

います。先生御指摘のとおり、これは沖縄の経済や県民生活に与える影響は極めて大きいものがあると考えられておりますので、今後とも振興開発の進捗状況等を見ながら、適切に対応させていただきたい、かように考えておるところでございます。

○上原委員 砂田大臣、これは大事なことであります。ある面では政治的な御判断も必要なことでございます。さつき御答弁ありましたように、第三次振計というものが既存の方針として進んでいく。そうであるならば、その他の面ももちろんいろいろ再検討というか吟味しなきゃいかぬ面があるのです。少なくともそういう前提に立つ限り公庫金利というものも沖縄側により有利な方向で行く、これは閣議の中でも特に御配慮いただきたいと思ひますが、よろしいですね。

○砂田国務大臣 二次振計が終わります後に恐らく残るであろうと私も想定いたしております大きな課題の一つに、沖縄の産業振興の問題がございます。そういうことでございますから、本土公庫との金利差というものは確保する最善の努力をしてみたいと思ひます。

○上原委員 ぜひ特段の御配慮、御努力をお願いしたいと思ひます。

そこで、既に第三次振計の中でリゾートというものが大変話題になっている。私も観光振興、観光産業の発展あるいはリゾートを全面的にとやかく言う立場はとりませんが、いろいろ問題を精査しなきゃいかぬ点もあると思ひます。

最初にお尋ねしますが、具体的な問題に入る前に、沖縄県が策定した「リゾート沖縄マスタープラン」というのがあります。副タイトルが「世界に誇れる「トロピカルリゾートおきなわ」の形成を目指す」と。本当に夢とロマンを持ったような中身なんです。これは開発庁もごらんになりましたか。

○藤田政府委員 先生お話ししの県のマスタープランでございますが、これを作成するに際して開発庁が指導してやったというわけではございません

が、そのものの内容についてはよく県からも連絡がございまして、見せていただいております。

○上原委員 中身は追ってお尋ねいたします。もう一つ、「部類名地域海浜リゾートマスタープラン」というのも去る一月にできておるわけですが、これもごらんになりましたか。

○藤田政府委員 これも先ほど同じ立場ではございまして、県がそういう部類名の計画をつくっておられるということは知っております。

○上原委員 既に事業主体というか会社も設立したやに聞いております。

そこで、この県の策定したリゾート沖縄マスタープランあるいは今の部類名海浜リゾート、これは国際的な一大リゾートに持っていくという大変規模な構想ですが、それを見ますと、沖縄のリーディング産業として第三次振計の中に位置づけていく、そして二十一世紀を展望した沖縄の戦

略産業として位置づけて国際的リゾートに持っていくんだ、こういう構想のようなんですが、果たしてこのリゾート開発というものがリーディング産業として位置づけて沖縄の二十一世紀を展望した戦略産業としてうまくいくのかどうか懸念をします。疑問を持つ慎重論もあることは御承知のとおりなんです。その点についてどうお考えですか、まず基本的な点について。

○藤田政府委員 リゾートに対する開発庁としての基本的な取り組み状況についてのお尋ねかと思ひます。

先生御案内のとおり、沖縄は自然景観や伝統文化など魅力ある観光資源に恵まれていることは事実でございます。観光客が年々増加いたしておりまして、平成元年度には観光客が過去最高の二百六十七万人になるなど観光、リゾートが県経済において占める位置は重要なものがあることは先生御指摘のとおりでございます。四全総あるいは「第二次沖縄振興開発計画後期の展望と戦略」の中におきまして、豊かな亜熱帯性、海洋性の自然あるいは特有の伝統文化を生かして国際的な評価にたえ得るリゾート地域の形成を図ることが今

後の沖縄振興の重要な柱の一つであるということが示されておるところでございます。先生は、今後ポスト二次振計においてこういうものをどう扱っていくか、こういうお話かと思ひます。このリゾートだけではございませんで、沖縄の振興開発、今後第三次振計はどういうものを柱にしてやっていくのかにつきましては、現在、総合調査あるいは総点検作業あるいは沖縄振興開発審議会の専門委員会での調査、審議、こういうことを重ねておるところでございます。県自体もまた総点検等の作業、審議会等の審議を進めておりまして、沖縄振興開発全体の検討の中で今後判断されていくものと考えておりまして、リゾートを戦略産業にしていくかどうかその方向性についてもその中でのおのずから明らかにされていくもの、かように考えておるところでございます。

○上原委員 もちろん、主体というか、推進をしていくのは沖縄県、県民の意向だと思ひますが、ただ、第一次というか、案の策定は県側にしても、やはり国の振興として最終的には進めていくという面では、第三次振計でこれをどう位置づけるかというの、私は大変重要な問題だと思ひます。

確かに観光開発というのは、振興というものは、第一次、第二次の重要な目玉として、けさほど来ありますように、約三百万内外の観光人口の移動というのは、当初予定されておったものよりこの二、三年来はテンポを速めている感も少ないものであります。その反面、いろいろな弊害もまた出てきています。これも御承知のとおりで、時間の都合で全部は申し上げられませんが、リーディング産業としてのリゾート産業への期待として四項目、四つの柱を挙げているわけですね、この県の案を見ますと、これは、昭和四十七年の復帰以来の観光リゾート地域としての整備を官民挙げて推進してきたから、その延長線上に今度国際的リゾートに持っていくんだ、こういう構想のようであり

ます。このリゾート沖縄マスタープランの計画フ

ムは、入域者数を五百万から六百万を想定をしている。波及効果として観光、リゾート関連収入六千九百億円から八千三百億円、結構なことですね。生産誘発効果一兆三千四百億から一兆六千億、雇用効果十一万七千人から十四万人を見込んでいる、これはあくまで企業のプランですから必

○藤田政府委員　先生からお話がございましたマスタープランでは、今先生御指摘のとおり、五、六百万の観光客が入り、かなり巨額の県に対する所得の導入がある、こういうことを予定しておるようです。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、これから、ポスト二次振計については検討している段階でございまして、そこで観光産業、リゾートをどう位置づけていくのか、現在県も検討しておりますし、開発庁としても総点検、今後の検討をしていきたいと考えておりますので、その中でおのずから次期振計がもしつくれるということになりますしたら、その段階で全体のフレームワークの中で検討させていただきたい、かように考えておるところでございます。

ただ、先生がおっしゃいますように、観光開発を進めます場合には、自然環境の問題、地域住民に悪影響を与えないかどうか、こういう配慮が当然必要なことは県も十分承知をいたしておるところでございます。何をおきまして、沖縄は亜熱

帯地域に位置しまして、広大な海域とか多様な自然景觀に恵まれておりまして、これを保全していくことがリゾート開発に際して何よりも肝要である、それを壊してしまつては何にもならない、かようなことは県も十分承知しているものと聞いております。

いすれにいたしましたが、開発庁といたしましても、沖繩におけるリゾート地域の形成が適切に行われるよう、指導する立場にはございませんけれども、今後ともアドバイスをしてまいりたい、そして、必要な社会資本の整備については協力して努めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○上原委員　もちろん、そういった配慮というのは当然必要であります。私も、このリゾート構想というのが昨年の夏ごろから大分マスコミで報道されておりまして、県の担当者に会っているいろいろ聞いてみたんですね。果たして、ここでは、あの当時は八百万から一千万を想定しておった、私は、とんでもない、そういうことはとてもじゃないが可能性としては無理じゃないのかと言って、実際、こういう基礎データでそういう構想になるのか。いや、入ってくるか来ないかは別問題だ、そういう言い方をしたのですね。まず大々的なリゾートをつくってそれを社会的に宣伝をしていく中で、五年になるか十年になるか、必ず入ってくるんだという。私のような素人にはちょっと夢のような話だったので、もう少し慎重にやっていたらと言ったが、あれから落としたのかどうか知りませんが、こういう構想というものは大変問題だと思ふのですね。

しかも、沖縄県における民間主導によるリゾート開発はこれまでも幾分なされておるわけですが、成功している面、うまくいっている面あるいはなかなかピンチのところもあるようです。一昨年でしたか、いわゆるリゾート法ができて以降というのは、沖縄だけじゃなくて日本全国でこのリゾート開発というものが今大変問題になっている。ゴルフ場の問題、しかりですね。沖縄本

島も先島を含めて当初は大体八十七ぐらいのリゾートの開発主体、残るところがないじゃないかと話したらそれはそうだと。現在、要件を満たす計画というのが四十四プロジェクトぐらい想定している。

その計画の内容を見えますと、開発総面積で何と二千五百五十ヘクタール、事業費総額が約五千百億円、これは九〇年度ベースですか平成元年度ベースですか、宿泊施設が約一万四千室、収容人数三万八千人、ゴルフ場十四カ所、二百十六ホール。これらは大臣、現状に比べてみると宿泊室数で何と約二倍、ゴルフ場のホールで約一・五倍、こういう計画が完成して沖縄のリゾートというものが、国際的リゾート観光地域になるのだというところが、このマスタープランのようです。

先ほど申し上げましたように、果たしてこういうリゾート計画で進んでいくと仮定した場合に、沖縄全体の地理的条件とかあるいは地勢とか自然環境、県民生活にどういった影響を与えていくのか、そういうことについての分析あるいは納得できる方針というものは今のところ出ていない、これから出すのかどうか知りませんが。

ですから、ややもすると、沖縄開港庁あるいは国、政府を含めて沖縄の亜熱帯性自然がいから観光だ、リゾートだという号令だけかけて、実際に県民生活に与える影響というものがどうなっていくのであろうか。果たしてこれだけの投資をし進んでいった場合に、それを活用できてうまく県経済の発展、将来性につながっていくかというような綿密な分析なり、方向性というものが無い限り、リゾート法ができた、金余りで投資をすれば幾らでも融資はしてあげるんだということでは大変な結果を見ないとも限らないという一つの懸念を持つ側面があると思うのですが、この点については、政府はいかようにお考えですか。

○藤田政府委員　先生御指摘のお話はいわゆるリゾート法、総合保養地域整備法に基づく基本構想に関連するお話かと存じますが、現在、県では基本構想の案をつくりまして、関係所管省庁、国土

庁を中心とします六省庁で協議をいたしておるところでございます。その中にも当然、基本構想においては「自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、」こういったことを定めることになっておるところでございます。こういう観点からも検討が進められていくものと考えておるところでございます。

○上原委員　ですから、そういうったフレームあるいは目標を設定してあるわけですが、今私が指摘をしたものも含めてぜひ慎重にこの点は検討する必要があるということだけ指摘しておきたい。そこでもう一点。たくさん聞かねばいかぬこと

があるわけですが、沖縄のリゾート振興というのは国際的評価にたえ得るリゾートにしていくんだ。そのためには、国際的水準を持つ目的地リゾートへの転換を図る、リゾート沖縄のブランドイメージを確立するための地域戦略として展開をしていく、多様なニーズに対応した総合的機能を持つ通年型リゾート形成を試みる、これらの条件を整備していくにはどういう整備というか条件確保が必要なのかということも施策を推進していく上でいろいろあると思うのです。

そこで、聞くところによりますと、国際的リゾート水準に持つていく、あるいはその国際的評価を受けていくために官民一体となつてやらねばいかぬという役割分担という面もあるようです。が、例えばオーストラリアのゴールドコーストという砂浜、リゾートの整備に当たっては相当行政も、オーストラリア政府自体も関与したということも聞かされている。そういうことで国際リゾートがどうなっているかという観点から、何か開発庁首脳も先進国のリゾート視察をしてきたとか、沖縄側も三役のだからこのオーストラリアあるといういはハワイ、そういった面を視察をしたということなんですが、その結果はどうなのか。今私が言ったようなそういった国際リゾートに持つていく、リゾート沖縄のブランドイメージを高めていくという面で既に海外視察も兼ねて沖縄開発庁もやつておられるのかどうか、この点もぜひお聞か

せをいただきたいと思ひます。

○藤田政府委員 先ほど先生から二面からリゾートについてお話をいただいております。一つは自然環境の保全とか地域住民との関連から、もう一つは自然環境の保全とか地域住民との関連から、そういうものを侵さないように調和をとってやうに、こういう話、もう一つは、さりながら沖縄のこれからの振興の柱としてリゾート開発というのは大きなウエートを占めるので、国際的な評価にたえ得るようなものを作っていくにはどうしたらいいの、こういう観点からのお話と両面のお話があったかと思ひます。今回の質問は、その後段についてどうか、こういうお話かと考えておるところでございます。

開発庁といたしまして、県ももちろんそうでございますが、これからのリゾート開発はいかにあるべきかということでも先進地等も拝見をさせていただいていろいろ事実でございます。先進地それぞれいろいろなやり方がございまして、民活といひますか法人が先行的に土地等を取得してやっておりますもございまして、先生御指摘のように公も入ってやっておりますもあつたわけでございまして、これからどういふふうな国際評価にたえ得るようなリゾートをつくっていくの、いいのか、現在、県でも考えておる段階でございます。開発庁としてもそういう観点から御協力できるものがあれば積極的に考えてまいりたい、かように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、繰り返してなつて恐縮でございますが、次期といひますかポスト二次振計における観光開発の位置づけにつきまして、現在進めております総点検作業あるいは審議会の審議の結果、あるいは県自体での審議の結果によるわけでございまして、そういう中でのいろいろ県等の案が出てまいります。そういうものを引き続き検討させていただきたい、かように考えておるところでございます。

○上原委員 ちよつと私のお尋ねが要領を得なかつたかもしれせん。私が懸念しているのは、国際的のリゾートを目標に開発庁もそういった海外

の大規模リゾートを既に視察をしている、県もやっているとすることになると、これは表裏一体として推進をしていく立場でやっていると。果たしてそういったことではないのか。もちろん見るのは結構ですが、慎重にやらなければいけないと建前としてはおっしゃるが、どうも本音としては県の策定したそういったフレームで国もほとんどバックアップをしていくんだという立場をとるのじゃないか、こういう面も含めてのお尋ねでありますので、その点も指摘をしておきたいと思ひます。

それと、雇用の拡大というのは大変重要で結構なことなんですが、仮にあれだけのリゾート地域ができれば相当の人手が必要になってくることは確かですね。十一万七千から十四万だ。果たしてそううまくいくのかと思ひます。ただ問題は、沖縄にどういふ産業なり企業が立地するのがあるいは新しくできても、県内雇用というのがなかなか少ないという、パートであるとか臨時であるとか、そういう面は確かに多くなつていく。雇用拡大の一助になつていく。しかし、これは昭和六十年三月に総合事務局が大規模リゾート、沖縄の既存のものを調べてみたものでも、雇用状況をみると、県内雇用のうち正職員といふのはほとんどないですね。パートとか、せいぜい係長。課長くらいになるのが、例えば十名の課長がおると、県内からの起用といふのは二、三名くらい、こういう実態なんです。全部本土から行く正社員を幹部職には持つていく。これは適材適所もあるから数字だけでは一様に言えないかもしれせんが、雇用拡大になるんだ、いろいろいいこと、甘いつことで土地を確保したりあるいは海浜を押さえていく、いろいろ確保したりやるわけですが、現在でも実態はそうではないということも指摘をしておきたいと思ひます。ですから、そういう面をあらわすやらなければいかぬということ

とです。もう一つ、リゾート産業の推進、その波及効果をつくつて県内のいろいろな産業経済に寄与して

いくということもこのプランでは指摘、強調されているわけですね。しかし、第一次産業、特に野菜など、リゾート関連ホテルで使う野菜の需要というものは年々ふえてはいるけれども、大部分は県外野菜で賄われているという実態、これは本音な問題です。もちろん、沖縄で生産する野菜の規格の問題であるとか量的に継続して確保できないという難点もあつて、それらも本土からばつと一度に確保しておいた方がいいといううなこともいろいろあるようですが、そういうことを差し引きして聞いても、やはりもっと県内のそういった生産品を活用していくということも十分に当初からリゾートホテルなりいろいろな企業との取引を交わしとか申し合わせみたいなことをやっておかぬと、県内の第一次産業なりそういった野菜生産者等々に果たしてどれほどのメリットがあるのかという懸念を現在の実態を見ても私は感ずるわけですね。さすがに読谷村あたりは、ホテルを立地させる場合に、砂浜、海浜は村民との共同で、独自占はさせない、そういう契約という取り交わしをやっておりますから、うまくいっている面もあるのです。しかし、恩納村、今問題になつてくる村条例をつくらうとしていふ。真栄田岬から恩納一帯のきれいな砂浜といふのは全部大手の資本に、ホテルに独占をされて、沖縄県民が自由に入れる、あるいは一般の民衆が自由に入れる砂浜といふのは少ない、ほとんどないと言つていい、こういう状態なんです。そういう点にもより配慮をする必要があるという点を指摘をしておきたいと思ひます。これに対するお考えがあれば聞かせていただきたいわけですね。

もう一つ大事なことは、きよの長官の見解にもあるわけですが、これだけのリゾート計画をやる、あるいは部瀬名の超大型のリゾートになる、一日に使う水の量といふのが何と十五万トンとも聞かれています。これだけの今さつき申し上げたフレームでいくと、この水資源確保はどうなるのか。本音でいふとこれは大問題ですね。果たしてそれだけ本音に見通しが立つのかどうか。

大型企業リゾート地域だけが水を確保して、一般県民には、そういった一般の人はどうなつていくのか心配を持つのは当然でしょう、こういう点。それと大事な点は、私は全面的には否定はしませんが、リゾートを立地させるならば、その企業に水の再利用まで含めて自助力でのくらすことができるのか。単に県内でつくつたダムとか一般の水道事業から確保するといふだけでなくして、事業主体が水の再処理を含めて独自で使用する水の確保というものはどうするかあわせて三次振計の中では企業立地といふものは位置づけないと、大型の資本にほとんど水の需要までとられて、結局ひでりになつたり、あるいは夏場になると断水の中で県民は辛抱せよといったつてこれは我慢ならぬですね。そういう危険性は私は十分あると思ひますが、こういうことが県民生活という面からはこのリゾート構想といふのは余り配慮されてない。今指摘をした雇用の問題あるいは県内製品をどう使うかという問題、水確保をどうするかという問題、この点について政府としての考えを聞かせていただきたい。

○藤田政府委員 水の問題につきましては後刻振興局長から御答弁させていただきますが、先生御指摘ございました一つは、雇用の問題がございまして、リゾートの問題を論ずる場合には、いわゆるソフト、人といふものを育てていくということも極めて重要なことは、先生御指摘のとおりでございます。大部分を占められるという事態はどうかというお話がございました。いずれにいたしましても、沖縄県の方がいよる高度な専門知識を有するスペシャリストとして計画的に養成していくことがまず肝要かと思つております。そういう形で漸次幹部職員もできるだけ県内の方になつていただく努力は、これから沖縄県もやるつもりと伺つております。

それからもう一つは、農水産物等につきましてリゾートが大部分県外産の物を使って、県内需要を喚起してないのではないかというお話でございます。

ます。

これも、ホテル等で使用する性質上規格の問題等あることも、先生御指摘あったとおりでございます。例えば魚等につきましても、同じテーブルで並んでいる方が違った種類の違った型、大きな魚が同じ値段で売られている、こういう事態になっても困ることも指摘されているところでございますが、いろいろ知恵を絞る面もあらうかと思っております。恩納村でも、ホテル等と何回も懇談会等もやっております、そのあたり何とか乗り越えられないかと議論していることも事実でございます。そういった点については、私どもも気づく点があれば、必要に応じて助言は求められればお手伝いもしていきたいと思いますが、何をいっても地元で進出されるホテル等と十分協議していただくことも肝要か、かように考えておるところでございます。

○水谷政府委員 リゾート開発の中で水問題でございますけれども、御案内のように、沖縄県は大変自然的にもあるいは気象的にも水の条件が悪いわけでございます。かたがた、人口がふえておりますし、あるいは生活水準の向上もございまして、そうした中にリゾート開発を初めとして大きなプロジェクトが入ってくる、そのときにどんなことを考えたらいいかということでございます。

御案内のように、現在北部を中心として、本島で申し上げれば幾つかのダム建設をいたしております。あるいは、離島でございますともう少し条件が悪うございまして、ダムの開発のほかにも、例えば海水淡水化等も進めておられて、いわば考え得るあらゆる手段を駆使しまして多角的な水資源開発をしているという状況でございます。そうした開発の中で、そうした苦しい中でリゾート等の新しいプロジェクトが入ってくる。私は、それにつきましては現在県に対しても申し上げておりますし、また県の方も十分考えていくられるわけでございますけれども、できるだけ具体的にこのプロジェクトの将来像をつかみましてきめ細かな水の需要を出してほしい、そうした上で

供給面でどんな対応ができるかということだろうと思ひます。その際に、本島で申し上げれば今までは多目的ダムを中心にやってきましたけれども、そのほかにも新しい水の開発の手法が考えられるか、十分検討をしていかなければならないと思っております。

いずれにしても、リゾート開発につきましてはホテルとしてのキャパシティがやはりあるのだろうと思ひます。環境問題のキャパシティもありまして、水というキャパシティもある、あるいは交通というようなアクセスの問題もある、そうした全体としてのキャパシティの中にリゾートがどんな形で調和あるたたずまいをしていくのかということだろうと思ひます。その辺のことは十分心得てやっていきたいと考えております。

○上原委員 これから具体化していくわけですから、いろいろ紆余曲折もあるでしょうし、また県民の関心もだんだん高まっているようですから、いずれにしても、この雇用の問題、県内生産品の使用あるいは水、特に水の問題というのは大問題ですね。今沖縄の人口は、御承知のように百二十万です。たしか宮崎、香川県よりは多いですね。宮崎、大分に匹敵している。米軍まで入れますと約百三十万近いんです。だから、県内のこういったフレームについては、水の利用にしても、何にしても、米軍の存在というのは、軍人軍属は入っていない。それも問題なんです。だから、一日に十五万トンも消費するような企業であるならば、果たして独自で水を確保できるのかということ、再処理はどうするのかということ、こういったものを半強制的とまでは言わないにしても義務づけしないと、県民の水の確保というのは非常に不安を持ちます。その点は強く指摘しておきたいと思ひます。

そこでもう一つ、第三次振計の中で、あるいはまだ二次振計の二年あるわけですが、私は大変残念なことなんですが、那覇空港のターミナル整備というものが、二十年近くなろうとしている

のにああいう変則的とかばらばらな状態にあって、利用者は非常に不便をかかっている。これはだれが見ても不自然な状態です。それも、那覇空港が民間専用にならずに自衛隊がひさしを借りておつていつの間にか母屋まで取られている状態、これは何回も運輸省とも議論してまいりました。ですから、大臣、二次振計の後半、残っている間にも、那覇空港の南の玄関としてのたまたまいをもう少し県内外から印象づけられるようなところ、利用できるように状態に持っていくつもりでいたいと思ひます。特にこのターミナル地区の抜本的整備というのは、第六次空港整備計画で平成三年から七年に向けてやるのか、あるいはこの事前でやるのか、その点は開発庁あるいは運輸省としてもぜひしっかりお考えになっていただきたい。これが一つです。

もう一つは、砂田長官は文部大臣もなされたし、また沖縄にも大変深い御造詣を持っておられる。私は、さっきのリゾートとか、そういうのも大事なプロジェクトではあり、それを全面的に否定する、あるいはそれはいかぬという立場はとっていないというところは冒頭申し上げましたが、今後、よりやらなければいかぬことは、沖縄の伝統文化というものをどう大事にしていこうかということなんです。例えば、この間沖縄展をやっている。沖縄展をやるにも美術館とか、そういう県立の美術館とか何にもないものだから、転々として借り家住まいで方々でやらなければいかぬという状態です。これは四十七都道府県のうち恐らく沖縄県だけだと思ひます。わずかに浦添市がこの間市立の美術館をつくった。私も何回か各歴代の文部大臣に予算の分科会なども指摘をし、この間も中島元文部大臣でしたか、国立劇場的なものをつくるというのをぜひやりたいと答弁なさっておられるわけでありまして、何か第二国立劇場のあれが文化庁の予算云々で、まだなかなかめどが立っていないようなんです。沖縄総合事務局も沖縄の伝統文化による地域振興調査というものを昨年、平成元年にやっています。この中でもいろいろ指摘されております。

す。そこで、ここでも指摘されておりますように、常設の郷土劇場建設を県も復帰二十周年事業としてやってみようという考えもあるようですが、沖縄の伝統文化を振興していく意味で、多目的常設劇場という国立文化劇場というか、そういうものをできればこの二次振計が残っている後半の中で、二年の間に調査費ぐらいつける、あるいはそれを第三次につないでいく、これは今県民一致した強い要望です。この夏には世界の「ウチナンチュウ」大会もやろうとしている。時期が熟していると思ひます。

ですから、砂田大臣、歴代の方々もいろいろ御苦勞なさったのですが、大臣期間中にターミナルを整備させるという方向性と、この長年の沖縄の伝統文化を守るために国立の常設劇場をつくる、あるいは美術館をつくる、そういうソフトで、沖縄の県民性、感性が本當に伴う文化施設にこの際力を入れていただきたい。このことは砂田大臣のお手柄と言ったらあれですが、実績として将来高く評価されるような、それは政治家としては、大臣としては必要です。私はそう思ひますが、この二点について御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○砂田国務大臣 例えば国立の組踊劇場、そういうものを設置してほしいという県からの御要望も承っております。この基金が設けられたわけでございます。今、美術館もないというようなお話がございました。今、美術館も、国全体の公展展をやる国立の美術館から我が国は持っている、東京都の美術館を借りて日展をやっているようなまだ情けない状態でございます。しかも、第二国立劇場という予算的に大変な重荷をかけた文化庁でございます。沖縄の伝統芸能をどう伝承していくか、後継者をどう育成していくか、その劇場をどう確保していくか等について、文化庁と沖縄開発庁と沖縄県が参加いたしまして連絡協議会を設けて検討してまいっております。でございますが、今大臣在

任中というお話でございましたけれども、最近は大臣の寿命が短うございますから、そこまでの自信はございません。第二国立劇場というものが一つであれだけの重荷になっておる文化庁でございます。今、連絡協議会等で御相談しておりますのは、あの組踊を立派に伝承して後継者を育てていくということに文化庁にも全力を尽くしてもらおう、予算措置等も特段の配慮を文化庁にもしてもらおう、当面の組踊をかけます会場としては県もお考えになっております東町会館を改装して使つてはどうか、浦添のコンベンションセンターがまさに多目的な劇場でございますからこれを利用することはどうか、こういうようなことが連絡協議会で協議が続けられておるところでございます。今の文化庁予算というものを私も承知いたしておりますだけに、率直に申し上げて直ちに国立劇場といたことに踏み切る自信はございません。しかし、組踊を立派に伝承して後継者を育てていくということだけはぜひきちんとやっていきたい、かように考えておるところでございます。

今先生からお話ございましたターミナルの問題も、運輸省ともよく協議をいたしまして、どんなでも感じる不便なことになっておるわけでございますから、あのターミナルの統合整備を一日も早く実現させたいと考えております。

それからもう一つ、リゾート開発の問題でいろいろ多くの角度からの先生の御意見でございます。

国土庁のリゾート法による指定を受けるべく、県も御準備になつておるわけでございますけれども、リゾート法の指定を受けて具体的にこの事業を進めてまいるとするならば、自然を専ら保護する地域、開発をする地域、調和をとつていく地域、その区別もきちんといたさなければならぬのでありましようし、水の問題も解決をしていかなければならない問題であります。もう一つは国際的な資格を持ったリゾート地。もうハワイやオーストラリアだけが競争相手ではありません。東南アジア各国も大変観光に力を入れていること

でございますから、タイ国もマレーシアもインドネシアもフィリピンも、恐らくそれぞれの海岸地にそれなりの施設をつくつていつておるわけでございますから、国際競争力を持った沖縄のリゾート地域にならなければなりません。

それに、一つ忘れてはなりませんのは、観光地としての魅力というものは施設よりもむしろホスピタリティーではないか。そのホスピタリティーについての人づくりが、まだ沖縄県としてはこれも後発をしたわけであります。今おっしゃつた雇用の様子を見ても、課長クラスは本土から来るではないか、こういうお話もございましたけれども、県としてもやはり観光事業に従事をする人づくりを心がけていかなければならない。民間のこういう教育機関だけに任せていいいかどうかということもひとつ県で御検討いただきたい、かように考えておるところでございます。

お手伝い、助言をいたしますことは、やはりポスト二次振計の重要な産業になっていくことだけは間違いないことだと考えますだけに、できるだけのいろいろな角度からの検討を私どもも勉強しながら、県のお考えに協力をしていきたい、かように考えておるところでございます。

○上原委員 短期間でやるというのは大変難しいことはわかりますけれども、ある程度大臣の御決意のほども理解できます。

また、このリゾートの問題、ポスト二次振計にどういうプロジェクトを位置づけていくのかという点で、私の考え方とそんなにギャップがあるとは私は見ていないわけですね。しかし、こういう計画に対しては、非常に楽観的に物考える人と、慎重論、いろいろなことがあつていいと思うので、ややもすると机上のプランでどんどん進んでいった場合どうなるのかという立場から指摘をしているわけですから。

しかしそれにしても、第二国立劇場ができないなら、それこそ政治じゃないか。開発金融公庫はほかの黄色い信号のところに投資をせずに、そういうものに投資をしてもらつて、つくつたらいい

です。これ。それはぜひ実現をしていただきたいと存じます。

次に、いろいろお尋ねしたい点があるのですが、もしお尋ねできなければ、政府関係者、来ておられる皆さん、御勘弁を願いたいと思います。

基地の問題もたくさんありますが、まず、けさの那覇空港の弾薬庫問題で同僚議員が聞いておつたわけですが、実にいいかげんな御答弁をしてい

る。これは那覇空港が民間専用の空港である、共同使用にはなつていないが、私たちは主体は民間だと思ふのです。そこに新たに弾薬庫を三基もつくるとするのは、これは保安距離がどうかとか安全性がどうかとかいう問題ではないのです。県民感情です。しかも僕は、けさの防衛庁の村田さんだつたかな、答弁を聞いておつて、沖縄における自衛隊の弾薬が極端に不足している、それはどういう意味なのか。著しく不足しているから備蓄をしなければいけないからつくるなんて、何のためにそんなに弾薬を今沖縄に駐屯している自衛隊が必要なのか。私たちはこの間、参議院の喜屋武先生を含めて県選出の四人の議員で申し入れた。自民党さんだつて申し入れるということに対しては反対じゃないんだ。これは再検討してもらいたい。もうあなたが抗堪性の問題であるとか弾薬が不足しているとかどうとか言うのは、これは県民感情として許せないんだ。いみじくも言つたように、全国の基地で弾薬庫増設をやつておるから沖縄にもやるんだ。予算があるからつくるというだけのことじゃないの、私に言わせれば。今その必要性もなければそういう状況でもない。だからこれは県議会も議決をしていし、那覇市議会も全会一致、県選出の国会議員も皆これは好ましくないと思つておる。安否を認めるとか自衛隊がどうかとかいう問題じゃない。再検討以外にないと思うのだが、その余地があるのかどうか、それだけ答えてください。あとの説明は要らない。

○村田政府委員 先生今お尋ねの、極端に不足している部分ということについての御説明はまずさせていただきますと思うのですが、那覇基地につ

いて見ますと、部隊がその任務を遂行するために必要な弾薬類を貯蔵するわけでございますが、火薬庫が極めて不足していると私が申し上げましたのは、他の航空自衛隊の基地と比べまして現在約十五分の一ぐらゐの状態になっておるということでございます。ぜひ任務遂行あるいは訓練のために必要な弾薬の貯蔵庫を設置させていただきたいということをお願いしておるわけでございます。

それから次に、先生方から先日申し入れを受けまして、大臣から、立場の違いはあるものの、意見は意見として十分お聞きし、その上でこの計画の必要性、その安全性等について確認をしたところ、今申し上げましたように、那覇基地に配備されている部隊が防衛の任務を遂行するために必要な弾薬類を貯蔵する火薬庫が不足しているという点と、それから安全性も確認し得るということから、どうしても那覇基地に建設する必要があるということで、設置計画は変更できず、推進せざるを得ないというのが私どもの結論であるということでございます。

○上原委員 それは防衛庁はそういうお立場をとるうが、我々は納得できません。しかも現在二十八・七トンの貯蔵しかない。新規は四十五トン。倍近くやるんじゃないですか。それは防衛庁長官の見解なの。この間の申し入れは無視するのですか。あとは要らぬから、防衛庁長官に我々が申し入れたことに對してはどういう見解なの。

○村田政府委員 私が見解を申し上げましたのは、防衛庁長官によく御説明した上での見解でございます。

○上原委員 それは県民としては絶対承服できません。皆さんはそういう強権で、いろいろ法律を何だかこじつけた解釈でやるかもしれないが、県民感情はそういうことは許しませんよ、しかも今の国際状況の中で。私はこれはいづれ防衛問題の中で十分議論をしたいと思うのですが、絶対著しく不足しているのかさういつた緊急性はないと思う。百歩譲つてもない。しかも航空も海

上も陸上も、別々にそういう弾薬庫をどんどんつくって競い合う状況じゃないですよ、百歩譲っても。そういう面を含めて再検討しなさい。今の答弁は受け付けません。

次に、那覇空港がそういう状態でありながら、沖縄の空の問題も大変厳しい状況、もちろん海上もですね。まずACMIの現状はどうなっているのか説明してみてください。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

昭和五十九年九月十一日の合同委員会の合意に基づきまして設置されましたACMIの設置でございますが、マスター・ステーション・ブイの係留線が切断される等の事故がございましたので、現在に至るまで使用されておられません。

○上原委員 使用されていないのは結構。僕らはそれはつくると言ったんだ。しかし外務省も防衛庁も、今防衛庁の弾薬庫をつくるというあなたも、聞いてもらいたい。皆さんは緊急性があるとか必要性があるとか日米安保条約を尊重する取り決めなんだと言っている。このACMI問題で国会でこれだけ激しい論議をしたか。また沖縄県がこれだけこれに反対をしてきたか。一九八一年からこれは始めているのよ。すつたもんだのあげく八四年に日米間で合意をして八五年から設置をする。何のことはない、あれだけ必要性を言っておきながら、約十年近く設置はしたものの五カ年間使用してないじゃありませんか。使用してないことは結構なことなんだが、皆さんが国会で答弁をしたり、日米間で取り決めというのとはそれほどいいかげんなものだということを証明しているというのを指摘したいのです。今後どうなるのですか、このACMIは。

○松浦政府委員 外務省からも外務省の考えを御説明させていただきます。

今防衛庁からも御説明ございましたように確かに五基のブイを設置いたしました後、係留線が切断される等の事故がございましたので、現在まだ使用されるに至っておりませんが、米軍といたしましては、パイロットの練度向上及び維持のために

これは不可欠なものと考えておまして、できるだけ早期にこのACMIの運用を開始する計画を有していることと承知しております。

○上原委員 練度向上に不可欠なものであるというところは最初から言っておったのだよ。練度向上に不可欠なものなら、四、五年もはったらかして、必要がないから今までやらなかったわけでしょう。いつまでもやめておれ、そんなもの。もうこの中身は余り言いませんけれども。

それと、北部訓練場内に通信施設タワーを最近米軍が建設したというのが、この施設の機能、中身はどういう状況なの。これとACMIとは関係あるの、ないの。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

米軍は北部訓練場内に通信鉄塔を建設中でございます。この工事は通信システムの近代化を図るが目的でございますが、同時に米軍は、ACMIを既存の海底ケーブル方式からマイクロウェーブ方式に変更する必要があることと、このためパラポラアンテナを当該鉄塔にあわせて設置することを計画しているものと承知いたしております。

○上原委員 そこでこれは念のために、後日の議論を展開していくために聞いておきたいわけですが、八五年に設置をして今日まで、ブイの何やかやと皆さん言いわけているけれども、その間の日米間の話し合いというのは何かあったの。それと、ACMIをつくることと空域問題、大空問題になりましたね。新たな空域を米側に提供したわけでしょう。その空域、ブロックされたものは今日までどうなっておったの。

○下里説明員 ただいま先生御質問の空域の面に

関して申し上げさせていただきます。

私ども、空域使用に先立ちまして告示がなされるわけですが、その告示の内容とおり民間機等については通過させておりません。

以上でございます。

○松浦政府委員 先ほど御答弁申し上げたのは外務省の基本的な考えでございます。必要に応じて米軍側とも接触しておりますけれども、繰り返してございまして、米軍といたしましてはパイロットの練度向上とその維持のためにこの施設は必要不可欠であるというのを言っております。先ほど御披露申し上げましたように、できるだけ早期にこのACMIの運用を開始することにしたと言っております。したがって、私も、そういう見地から考え、なおかつ地元住民のお考え、さらには民間航空等の考えも考えた上でこの設置に踏み切ったという経緯は先生御承知のとおりでございます。

○上原委員 外務省の答弁は聞く程度にとどめて、運輸省。そうすると、このW13のAというのはACMI提供空域として民間利用はできなかったということね、あなたのさっきの答弁は。

○下里説明員 先生のお話のとおりでございます。

○上原委員 だからこんな調子なんだよ。ACMIを設置しなければいけぬ、必要不可欠だと言つて、すつたもんだ議論をして、これは国会でも大問題になった。私も何回かやった。沖縄県も全部反対だった。運輸省も当初は難色を示した。航空管制官の皆さんも。しかし、日米安保があるからと、外務省は何かやうやう言つてW13のAというのを、わざわざこういう空域を設けて提供したんだ。この五カ年間この空域内を民間は利用できなかったのよ。こんなばかな話がありますか。そんなはずはないいかげんなことをやっているんだ。だから、あの弾薬庫なんというの、必要不可欠とか何やかや言つたつて、そこに予算があるから、取り決めだからつくるといふようなものにはいいかげんして、皆さんが言うのは。国会質問も。

そこで、もう一つ大問題がある。嘉手納RAPCONの問題等もきょう聞きたかったのですが、レポートで大分時間とりましたので時間がありません。

せん。あれも大事なことです。

そこで、こういうACMIの問題、空の問題から、沖縄は陸もそうなんだ。七五%専用基地。海だつてそう。第一徳丸にああいう被害を与えながら犯人はわからない、爆弾がおつちこちてきて。恩納の都市ゲリラもそう。宜野座も何か完成したから近いうちにやるというけれども、それも答えてください。恩納と宜野座のあの訓練はやるのかやめぬのか。絶対やめてもらいたい。

そこで、私がいろいろ調査をしてみますと、この夏に米軍が、これは自衛隊も参加するかどうかまではまだ定かではありませんが、空の大演習を計画しているというところ。それは事実なのかどうか。訓練しようとするその呼称とか名称は何というのか、それをまずお答えください。

○下里説明員 私どもが知り得た範囲内でお答えさせていただきます。

三月下旬に米軍担当が我々那覇管轄部に参りまして、夏ごろ、正確にはその日程等はよくわからない状況でございます。演習を計画したい旨、申し入れがございました。内容等につきましては、今申し上げましたようにまだまだこれから詰める段階でございますが、名称につきましては、私どもが聞いておるところではオーガスト90と聞いております。

○上原委員 外務省はどうなんです、この件については。知っているのですか。

○松浦政府委員 私どもは聞いておりません。

○上原委員 聞いておりません。施設庁は。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

聞いておりません。

○上原委員 ややこしい問題とか重要な問題になると、聞いても聞かないふりをしたり、後でまた、ばれたらというか、後でわかると、あのときは聞いていませんと逃げたり、では運輸省だけです。

これは今もありましたように、コブノース90ということで、訓練したいというわけでしょう。それは間違いないですか。

○下里説明員 ただいま先生おっしゃられた名称と私どもが聞いている名称とはちよつと異なっておりまして、それが同一のものであるかどうか、ちよつとわかりかねます。

○上原委員 期日は、あなたは八月ごろと言ったが、八月の六日から十日までの五日間、コブノース90ということで臨時訓練空域を設定して、沖縄上空で、海上を含めて大規模な演習をやる。既に日米間で話し合いに入っているんじゃないの。今ごろなぜ——アルトラブの話とかあるいはウォーニングエリアなど、さっきのACMIを含めての空域の制限のあれを一々指摘するまでもないので、これをちよつと見ていただきたいのです。

大臣、この黒いところが沖縄本島です。こういうところがみんな米軍が民間空港を排他的に空域として独占的にいつでも使っているところなのです、この点線で囲んであるところ。これがさっき問題になったACMIで新たに提供をした、八十五年に、日米間で。しかし、五年間訓練も何もしていない。これは開いたままでそのままほったらかしである。今度八月に訓練をしようとする。私が赤で入れてある、これはいろいろ調べてみると、これだけの空を新たに開いて大演習をやろうというのだ。冗談じゃないよ。もうやめなさいよ、本当に。しかも八月という夏休みでしょう。こういうことをすれば大変な空のバニクになりますよ。どの規模でというような、何の目的の演習なのか、それを明らかにしてもらいたい。これをあなたに見せるから……。委員長——こういう計画でやるのかどうか、ぜひひとつ。

○下里説明員 この演習の規模でございすけれども、那覇管制部の方に米軍の方から話があったのはあくまでも事務レベルの検討の段階でありまして、その内容、実施の可否のものについてはまだ未定と聞いております。

○上原委員 いやいや、せっかく人が難儀してつくったのに、これが当たっているのかどうか、見なさいよ、あなた。

○下里説明員 失礼しました。私ども、まだ具体的な資料等は入手してございません。那覇管制部の方でもって現在事務的に話し合いが行われていると聞いております。

○上原委員 事務的にと言いますが、事務的というのはだれなの、あなたもつと偉いのか。

○下里説明員 那覇管制部の方に私ども、前年それから一昨年も演習等がございましたけれども、その際まず最初に空域面の検討、これを担当者に行わせております。この検討に際しましては、当然のことながら民航機に影響のないよう安全については最大限の配慮を払う、こういうことでもつてまず事務的な調整を行っているということでございます。

○上原委員 いずれにしても事務的な調整をやっている。米側から申し入れがあった。今進んでいることは間違いない。それで八月にそういう演習があるというのあなた、冒頭に答弁なさった。これは本当に、国際的にはこれだけデタラシなことで、どこを見たら、今そういう緊急状態でない。しかも、今でさえ空というのは大変なバニク状態。この間も那覇空港でニアミスがあったのでしょ、一月の十日、十一日でしたか、日本航空と。その調査結果はまだ明らかにされてない。そういうさなかに夏の、しかも観光もいろいろな面で忙しい時期に、これだけの空を開いて米軍が排他的に一週間近くも大演習をするとなると、これは問題なんです。これは運輸省は運輸行政を預かる者として内心はそう賛成しかねる面もあると思うのだが、問題は外務省だ。これはぜひ米軍と、具体的に合同委員会なり日米間の協議があったときには、日本側としてはこういう時期にこういう大演習をすべきでないということをしきりと対処をしていただきたい。よろしいですね。

○松浦政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、先生が御指摘の演習に関しましては私どもまだ承知しておりませんが、一般論で申し上げますと、訓練につきましては、安保条約及び地位協

定が、訓練を含め、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としております。したがって、米軍は個々の訓練の内容について我が国への事前通告を行う必要はない建前になっております。しかし、米軍側が我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきであるということは当然でございます。こういう観点から国民生活に重大な影響を与える訓練については、事実上米軍側は可能な限り我が国に対し、自主的に通報をしておきます。これが従来の慣例でございます。一般例で御説明させていただきます。

○上原委員 そんな一般論で通るものでないよ。通報の義務もないなんて、そうじゃないんだ。慣習としてもやられてるわけだ。地位協定でもたしか五条では、空港とか港とか使う場合には通告義務があるはずなんだよ。それはきょうはよしませう。

そこで、これは絶対だからならぬ。しかも、ACMIのあの空域を確保した場合に、いかにでたらめであつたかということがわかるわけですよ。一事が万事だよ。米軍は何でも必要、必要と言うでしょう。そんなのをみんな認めるわけにいかぬ。時間ですから、時間どおりやめますが、そういう計画があるということははっきりしたので、私たちはこれは絶対認められないということをしきりと指摘をしておきます。

あと、恩納の都市ゲリラあるいは宜野座のあれはどうなっているの。米軍はやめるのでしょね。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

恩納及び宜野座の都市型訓練施設は、米軍は使用したいというふうにかねて言っておりますけれども、今のところ特段いつから使用するというような連絡はございません。

○上原委員 これで時間ですから……。大臣、今お聞きのように空も陸も海も大変な状態なんです。私は大臣のお人柄、その誠実さ、沖縄に関する熱意、情熱、意欲というのはよく理解します

が、残念ながら基地問題に対して、沖縄現地に行かれると大変結核なことをおっしゃる。だが沖縄の振興開発計画あるいはリゾートを進めていく、いろいろなものをやっていくのに基地の整理縮小ということ、担当大臣の口からみずから所信表明なりこういったやりとりの中で出ないというのはちよつと……。やはりもう少しこの問題についても熱意を持っていたいただきたい、これは私の強い期待ですからね。今私がやりとりした基地問題について、今後振興開発を推進していくのにはこれは絶対に考えていかなければならない問題、解決していかなければならない問題なんです、きょうは大臣お一人しかいないですから、最後にひとつ今後の沖縄の基地問題、整理縮小あるいは今言った県民感情をどう解消していくかということに対しての所見を聞かしていただいて、終わりたいと思います。

○砂田国務大臣 沖縄の米軍基地の高密度的なあり方というものが沖縄の振興開発計画を進めるに於いて障害になっている、私どもは明確にそう考えているわけでございます。沖縄に行つて言つたこととこういう場で言うことが違つたとおっしゃいましたけれども、私は同じことを申し上げているわけでございます。整理縮小ということが私どもの期待するところでございます。二次振計にも明確に文章として書き入れてありますもの、そういう趣旨からでございます。日米合同委員会にできるだけ早くその結論を出していただくことを期待しているものでございます。

○上原委員 終わります。

○上田委員 玉城一君。

(委員長退席、沢田委員長代理着席)

○玉城委員 私は、砂田沖繩開発庁長官並びに中山外務大臣並びに塩崎総務庁長官の所信表明に対し、並びに沖縄振興開発金融公庫法の一部改正を一括しまして、若干質問をさせていただきます。

まず最初に、外務省の方に、今上原先生とのやりとりで、お礼というのでしょかね。私も長い

間外務省に強く要請してまいりました。あれだけ沖縄に米軍基地を置いて、いわゆる外務省として重要な所管である安保条約、そのかなめとして沖縄に基地を置いておきながら、外務省はどういうわけで外務省の出先といえますか、そういうつながりを持たない形で今までののか。北海道なんかでは大使も置いてちゃんとやっているではないか。そのことを強く要請してきたわけですが、今回四月一日からですか、外務省の職員を沖縄県庁に常駐させるという目的で派遣をされました。何らかの形で、形はどうであらうと、そういうことが実現いたしましたので、私もそれなりに感慨深いものがあるわけです。

松浦さん、この間おたつの外務省のある方がこのことで、非常に外務省と沖縄が近くなりました。大変感謝しますというお話をしておられましたので、それは非常に結構なことですよ。近くなりましたという意味は、いろいろな考え方があろうのでしようけれども、少なくともそれだけ重要な若手の有能な外交官を常駐されるわけですから、沖縄の実態を外務省はよくつかんでいただいで対応していただきたい、いわゆる実りある成果をちゃんと、沖縄県民の気持ちをよくわかって対応していただきたいという期待を込めてその話を伺ったわけですが、局長さん、いかがでしょうか。

○松浦政府委員 先生御指摘のように、私も外務省といたしまして、沖縄県民の方々がどういふふうにご覧になって、どういふことを希望しておられるのか、最大限の努力をいたしまして理解を深めつつアメリカとの折衝に当たりたい、こう考えております。私も、北米局長に就任いたしましたのが一月の下旬でございますが、二月早々には早速沖縄に出張して、いろいろ見学、視察をさせていただきました。

先生御指摘のように、この四月一日から外務省から課長クラスの者を沖縄県庁に出向させていただくことになりまして、四官という、本省で企画官、これは課長クラスのポストでございますが、それをやっていた者が沖縄に参っております。

所掌事務は沖縄におきます米軍に関する問題の処理と国際化時代に対応するための国際交流の促進、この二つを担当させていただくことになりましたので、これからは引き続きよろしくお願いいたします。

○玉城委員 私から申し上げますと、むしろ本場に運ばないで、けれども、しかし、これからでも非常に活躍をさせていただきたい。といいますのは、専門家でいらっしゃるから今さら私共がとは思いますが、世界が物すごい激動といえますか変化が非常に激しいわけですから、その波は当然我が国にも、あるいはこれだけ基地を抱えている沖縄にも今と違っていろいろお話をあつたところでありまして、ぜひ的確に沖縄県民の望む方向で対応していただきたいと思います。

そこで、これは午前中もちょっとお話がありましたけれども、私もこれは簡単に見過ごせないと思いたしたので、アエラという週刊誌がございすね。四月二十四日号であります。この記事の中にこういうことが書いてあるわけですね。沖縄第三海兵隊司令官ヘンリー・C・スタックポール少将の、三月二十七日ですか、ワシントン・ポストのインタビューの紹介記事としてこういうふうな内容があるのです。「もし米軍が引き揚げれば日本は、すでにきわめて、きわめて、「ペリー、ペリー」とダブルで、「きわめて、きわめて強力になつて、一層強化するだろう。われわれは瓶の栓なのだ……」いわゆる瓶のふたなのだ。「日本人は人種的優越を信じている……。彼らは銃を使わず、経済力で大東亜共栄圏を獲得したのだ、こういうふうにこの週刊誌に書かれています。

これは一民間人とか学者とか評論家とかと違ひまして、第三海兵隊という米国の強力な軍隊の指揮官ですからね。司令官ですからね。この人のワシントン・ポスト紙に対するいわゆるコメントですから、これはこのままでもいいのかなと思ひます。

が、局長さん、どうお考えになりますか。

〔沢田委員長代理退席、委員長着席〕

○松浦政府委員 先生が引用されましたアエラ誌の記事、私も拝見いたしました。そこに引用してございす。スタックポール司令官の発言は、三月二十七日にワシントン・ポスト紙に報道されたもののからの引用ではないかと思っております。これはワシントン・ポスト紙が報道した直後に、そういう報道があったという事は私も直ちに気づきましたけれども、ワシントンにおきまして国防省のスポークスマンが定例記者ブリーフにおきまして、このワシントン・ポスト紙の報道はチェイニー国防長官あるいはアメリカ政府の見解を反映したものではないという事ははっきり言っております。さらに、日米安保条約は今後も日米関係の基礎をなす強固な基盤であり、アジア・太平洋の平和と安定にとって不可欠な枠組みであるという事を強調する発言をしております。

○玉城委員 そのことはわかりますけれども、この司令官は在沖四軍調整官でもありますし、在日海兵隊の司令官でもあるわけですから、この人のこの考え方、認識が、どういふ意図でそういう発言をされたかは別にしまして、いやしくも自分らの在日駐留軍としての役目は瓶の栓である、ふたである、日本の軍国化を抑制する意味があるんだという内容であるということになりますと、これは非常に問題になるわけです。

実は大臣、沖縄の基地については非常に積極的にお考えも披露しておられますので、御存じのとおり、在日米軍の駐留費用というのは日本全国一億二千万で一世帯当たり一万円余りですね。これは約四万九千九百人の在日米軍、一人当たり八百二十五万円負担しているわけですね。一年間米軍が日本に駐留する米軍費用として約六十億ドル、約九千億円、その四五％は日本が負担しているわけですね。これはいろいろ、環境庁の予算に比べると、あるいは科学技術庁の年間予算に比べると、あるいは四千万という金はこれだけなんだ、法務省の予算に比べてもこう、そういうことがい

ろいろこの雑誌にも書いてあります。

それだけ莫大な経費を我が国が負担しておいて、今申し上げました海兵隊司令官の発言となりまして、我が国としてもこれは黙ってはおれないなと思うのです。むしろ松浦さんの方が抗議なりなんなりするのが当然だと我々は思うのですが、長官、こういう米軍の駐留というものが、今考え方も変わり、立場も変わっていくわけですね。そういう意味では、沖縄の米軍基地というものの整理統合、縮小、返還ということは積極的にぜひ政府としてやっていただきたい。先ほど長官もおっしゃいましたように、二次振計後、また三次振計についても基地の存在が非常に重要であるというお話もされましたので、いかがでしょうか。

○砂田国務大臣 米軍の沖縄にありますが基地に対する沖縄開発庁の考え方というのは、先ほど上原委員にお答えをしたとおりでございます。これは沖縄四十七年復帰の際の佐藤総理、当時の沖縄担当の大臣であった山中長官の国会答弁以来、終始一貫している姿勢でございます。ただ一方において、日米安保条約、地位協定による基地の提供という現実の問題がございます。そこをクリアをしておりますために、日米合同委員会が一日も早く結論を出してくださることを、振興計画を推進してまいります開発庁長官としては期待をしております。

そして、今の海兵隊の司令官の発言云々のお話でございますけれども、直接聞いたわけではございませんし、私も新聞の報道としてこれを見たわけでございますから、私がお答えしていいかどうかいささか迷うところではあります。報道されているような発言の内容であるとするならば、日本国憲法、日本政府の、経済大国になつても軍事大国にならない、総理が機会あるごとに申しておりますことを理解しておられないという印象を受けます。

○玉城委員 そこで、大臣、沖縄に行かれて記者会見の席で、日米合同委員会が今在沖米軍基地の整理統合、詰めで、合意もされている、近々発表

されるであろうというお話、それはアメリカの大使、アマコストさんも春の終わり、それから夏の初めごろには公表されるであろうというようなことをおっしゃっているわけですね。外務省は、松浦さんの方は、今のお話はそんな感じでしょうか。いゆる春の終わりと夏の最初というのも五月か六月かということなんです、そういうことで詰めた話が合意されて公表される、そしてまた、後も続いている公表も出てくる、そしてその五月、六月というのは中間報告だ、こういうふうには理解していいのですか。いろいろ単発的に出てきますので、その辺をちょっと御説明してください。

○松浦政府委員 沖縄の米軍の施設、区域の整理統合に關しましては、今砂田大臣からもお話がございましたが、けさの委員会の冒頭におきます中山大臣の所信表明におきましても、外務省といたしましても、「その一層の促進を図るため鋭意努力を払ってきているところがあります。」ということをお願いした次第でございます。まさに私どもは鋭意、合同委員会の場を通じて今米軍と折衝をしておる段階でございます。

先生御質問の具体的な発表の形式及びそのタイミングでございますけれども、いろいろ報道が行われていることは私も承知しておりますが、アメリカ側と折衝しております責任者として申し上げますと、現段階で私が申し上げられますのは、できるだけ早い機会に発表させていただきたい、こういうことで、いついつまでということは今段階で責任を持って申し上げ得ないのは非常に残念でございます。できるだけ早い機会に具体的な発表をさせていただきたいということを申し上げます。

それから、先生御質問の形式の問題で、最終的な報告を一挙に出すのか、中間的な報告を出すのかという点でございますけれども、一定の成果が得られる、しかし全体に關してはまだまだ詰め切れないという点が残っているということになりました。少し時間がたつようなこともございました。

ら、中間報告といったような形でできるだけ早い機会に発表させていただきたいと思っております。

○玉城委員 重ねてですけれども、五月とか六月という新聞報道等がありますけれども、それはそのとおりでよろしいのですか。それは違うということですか。

○松浦政府委員 現段階では、非常に申しわけございませんが、今申し上げましたようにできるだけ早い機会に発表させていただきたいということ、先生御質問の具体的な時期に關しましては、御質問の五月ないし六月かどうかという点に關しましては具体的なコメントは差し控えてさせていただきます。できるだけ早い機会にということ、意を酌んでいただきたいと思います。

○玉城委員 私は沖縄に帰りまして、沖縄の有力な方々から、ぜひ国会ではこの米軍基地の問題についてはとにかく早くやってもいい、それが報道されますと、基地の問題は案外国会で議論されたのと似たような形で動いていくということもありまして、それで伺っているわけなんです。今度の問題も、在沖米軍基地の整理縮小など十何年前からですから、安保協議、これは昭和四十九年、十五年近くも議論して、これが半分は返って、半分はまだそのままだという状況でございます。そこで私は、これは早急に決めていただきたいのです。

今のお話は日米合同委員会で、沖縄に關しての米軍基地の整理統合の話ですね。地上の基地ですね。さつき上原先生も、空域あるいは水域、あるいはまた米軍が管制権を握っている空域は今の話の合同委員会の話の中身としては含まれていないわけですね。

○松浦政府委員 私どもが施設、区域と申し上げておりますときは、その関連の上空の訓練空域が入っているのもございまして、具体的に申し上げますと、今先生が言及されました日米安保協定で承認された計画の一つで、これはまだ最終的な実施がされていないものでございますけれども、

例えば伊江島の補助飛行場がございまして、この飛行場ににつきましては上空の米軍使用空域も含めて今折衝しているところでございます。

○玉城委員 局長さん、私が先ほど最初にちよつと大臣にも申し上げました、この雑誌の海兵隊の少将のお話を申し上げたのは、当然米国の正式な政策ではないということはおわかります。しかし現地の、それだけの海兵隊の司令官がそういう認識を持って、またワシントン・ポスト紙にちゃんと発言しているということになりますと、これは我が国としても、在日米軍基地についてもあるいはあり方についても総見直し、ある意味では総点検といえますか、これでいいのかな、いわゆる日米安保条約に言う我が国の平和と安全並びに極東の平和と安全のために本当にこのくらい必要か、これが必要なのかということを見直しをしていかなくちゃいけないと思うのです。ですから私がさつき申し上げました、これは沖縄に限りませんが、一応沖縄に關して、空域、臨時的なアルトラブ、それから管制の空域、これも含めて米軍と、ここそこは返還というか解除すべきだとか、特に管制権を握っている部分、これなんかは当然返還交渉を進めてもそろそろいいんじゃないでしょうか。管制権の返還については、これは今までされたことがありますか。

○松浦政府委員 先生今御質問の点は、沖縄本島におきます進入管制業務についての御質問だと思っておりますが、先生御承知のように、昭和四十七年の合同委員会で、日本政府が沖縄の飛行場のレーダー進入管制業務を行うまで暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施する旨合意されているということで、これは暫定的ということになっていること、これは私どもとしてはその後何回かにわたりました、まさに合同委員会の中、あるいはその下部機構でございまして民間航空分科委員会におきましてもこれを取り上げまして米側に移管を要望しておりますが、米側といたしましては、嘉手納の飛行場は米軍にとりまして極めて重要な飛行場であるので、種々の米軍の運

用上の所要にかながみ、本件移管は極めて困難であるということをおっしゃっておりまして、当面移管は困難であると考えております。しかしながら、私どもといたしましては、引き続き米側と接衝を深めて対応してまいりたい、こういうふうには考えております。

○玉城委員 ちよつとこの件で運輸省にも伺いたいのですが、運輸省の管制の方、今外務省の方がおっしゃったように、返還がされる時期において運輸省としてはこの能力はちゃんとあるのか、管制業務としてちゃんとやれるのかどうか、やれないのか、いかがでしょうか。

○下里説明員 運輸省といたしましては既に進入管制業務を十分実施し得る能力を備えていると考えておりまして、今外務省さんの方からお話があったように、昭和六十三年五月に開かれた合同委員会、その下部機関である民間航空分科委員会、ここでもって申し入れをしてございます。

○玉城委員 さつき申し上げました、在日米軍というのは瓶のふた、栓、そういう考え方も現地の司令官の中にあるのであれば、我が国としても、極東の平和と安全、それも大事、あるいは我が国の平和と安全も大事。そうかといって、ちゃんと要求すべきものはしていかなくてはいいけないと思うので、こういう問題もぜひ今後も続けていただきたいと思っております。

もう一つは、例えば嘉手納の飛行場、ここに四千メートルの滑走路が二つあります。ですから、この滑走路についてもせめて一つは日本側にあるいは民間に使用させるあるいは共同使用もいいというふうなことも、これも昨年の暮れでしたか、いわゆる五年間で海兵隊は撤退するという報道の中にありました。これは現地で非常に要望が強いんです。いわゆる嘉手納飛行場の一本を、常時でなくとも、最初は月に何回とか、そういう要望もあるわけですから、そういうこともひとつ考えてみられる必要があるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○松浦政府委員 先生御承知のように、本年の二月にチェイニー国防長官が参りまして、東京に参る前にまさに沖縄にも行ったわけでございまして、東京に参りまして海部総理以下と会談しております。その席で、東アジアにおきます米軍の約一割の削減を再編ということで今後二、三年間で考えていきたいということを発表しております。この細目に関しては、これは日本のみならず韓国、フィリピンも関係しておりますが、米軍の中で詰めると同時に、関係国とよく相談していきたいということになっておりますが、先生が先ほど来御指摘の沖縄におきます具体的な施設、区域の整理統合の話は、まさにこの十数年来アメリカ側と話をしております、一言で申し上げますと今大詰めに参っております、合同委員会の場合でもいろいろ話をしております。

私もつい先日クーパー少将と非公式にも話をしまして、最後幾つか残りました難問に關しましてそれを解決すべく今鋭意努力している最中でございまして、この問題は、今のチェイニー長官が二月に発表いたしました全体の米軍の再編問題と私どもは切り離しまして、これは前々からの経緯で本当に最後の段階に参っておりますので、これはこれでできるだけ早く合意に達して発表させていただきたい。これは先ほど御答弁したとおりでございまして、それと新たに出てまいりました米軍の再編ということで約一割を東アジア全体で削減しようということ、これをどう受けとめて、これに對してどう対応していくかというのは、これは今後二、三年の問題でございまして、もう少し時間をかけてじっくり考えさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○玉城委員 私が申し上げましたのは、嘉手納基地、米軍の嘉手納飛行場は四千メートル滑走路が二本あるわけですね。一つは使わしてもいいという考え方が国防省の中には一部あるという報道もあるわけですから、遠慮せずにそういうものを含めて米側との交渉に入ってもいいんじゃないでしょうかということをお伺いしたいんです。

○松浦政府委員 昨年の秋以来、米軍の日本からの引き揚げに絡みましていろいろな新聞報道が、私どもから見まして非常に不正確な形で行われておりまして、その中に先生が引用されましたいろいろな報道があるということは私も承知しております。米国防側は、先ほどちょっと私が御披露いたしましたのは、まず第一段階として今後二、三年の間に先ほど申し上げたように東アジア全体で約一割ということ、その先については今後検討していくということ、新聞報道はその先も何かいずれの決まっているかの報道がございまして、その関連で先生御指摘のような話も出ておりますが、当面の問題として申し上げますと、先ほど来強調させていただいております施設、区域の整理統合の従来からの懸案をこの際しっかりと結論を出して発表させていただくという関連では、今先生御指摘の嘉手納の滑走路の話は入ってきておりません。これは、先ほど来ちょっと申し上げましたが、今後の問題として全体として今後二、三年間で約一割を再編ということで削減する、これは第一フェーズでございまして、あと第二フェーズ、第三フェーズというのがその後控えておりまして、これはまだ現段階では米軍も全く白紙でございまして、そういう今後の中長期のいろいろな話し合いをして、その過程でいろいろ今後の日本全体におきます施設、区域のあり方についても当然話し合いになっていくと思っております。

そういう全体のことに關しましては、現段階で具体的な問題について私が申し上げるのは若干時期尚早かと思っておりますので、具体的なコメントは差し控えていただきたいと思います。

○玉城委員 よくわかります。第一段階、第二段階、こう三段階ありますから、これはよくわかります。

そこで、今度はまた質問を変えますが、沖縄の場合は赤土ですね。赤土の流出の現況といまいかが、これはもう米軍だけじゃありませんよ。企業もやっています、県もやっています、国もやっています。道路建設、ゴルフ場の建設。沖

縄の土は赤土で土地改良、農林省もやっています。その中でも米軍さんのやり方、これはまたひどいのです。キャンプ・ハンセンのデータをきくう施設からもらいましたけれども、これは毎年とにかく赤土を流して、それをまた防衛施設は毎年この対策を立てています。きのうもらった資料によりますと、五十二年度、キャンプ・ハンセンの戦車道をつくったとき以来、五十二年、同じく五十二年、五十二年、五十五年、五十七年、五十八年、五十九年、六十年、六十二年、六十二年、六十二年、平成元年、そして、次から都市型訓練とかハリアパッドということになる。そのたびにまた防衛施設はこれを流さないように手当てしているのです。毎年こういうことをやっているのです。そして、常にこう流れてくるわけですね。

私はなぜこれを申し上げますかといいますが、アースデーというのは四月二十二日ですね。そういう今世界的に環境問題が非常に高まっているわけですね。だから、私がきょうざつと申し上げたのは、米軍はブート岳とか恩納岳、これは実弾をおち込みますから実態はげ山になっているわけですね。だから、このアースデーなんというのは本当にアメリカさんが中心になってやっていますけれども、肝心のその軍隊が来て、人の地域に来てこんなことをやっていることは大問題だ、こう思うのです。

ひとつ防衛施設の方にお伺いしたいのは、何でこんなに戦車道を――毎年手当てしないと赤土が流れて、赤土が海を汚染しますね。モズクがあります、養殖がありますね。そういうのも死滅、サンゴも死滅するわけですから、そういうことをさせているかということを防衛施設、ちよつとお答えいただきたいのです。

○大原政府委員 お答え申し上げます。米軍の諸活動に伴いまして、演習場等から赤土が流出しているという事は事実でございまして、提供施設、区域内における米軍の活動に当たりましては、従来から周辺住民の生活に十分配慮

するように機会があることに当庁からも注意喚起しているところでございます。また、米軍もその趣旨を理解しているものと承知はいたしておりますが、なお委員御指摘のように、時折赤土が流出するという問題が生じているわけでござい

○玉城委員 時折じゃなくて毎年こういう状態ですから、皆さんも予算をそういう対策のために毎年こんなことをやっているわけですから、軍というのははもととそういうことは余り関心がないですね。

それで問題は、専門のお役所の環境庁にお伺いしたいのですが、環境庁という役所はこういう赤土、その赤土というのは御存じでしょうね、これがこのように流出されるという事態を。軍が、また県もやっていますよ、総合事務局もやっていますよ、民間もゴルフ場をつくってやっていますけれども、軍がやっているということについて、環境専門のお役所としてどういう認識を持っていますか。

○米澤説明員 今先生御指摘の沖縄県の赤土問題につきましては、私どももいたしまして、海域の自然環境などに影響を及ぼすという観点から、その問題については非常に関心を持っておりまして、そこでは、在日米軍に係ります環境問題につきましては、日米合同委員会の下に環境分科委員会という機関がございまして、ここにおきまして協議を行うということになっております、ただいま先生から御指摘のありました日米軍に係ります赤土の流出問題、このような問題につきまして、沖縄県ですとかそれから防衛施設庁、そのほか関係の機関とも十分に相談をさせていただいた上で、必要に応じてこのような場を通じて適切な対応を図ってまいりたい、かように考えております。

○玉城委員 いや、ですから、私も農林水産委員会にいましたが、そのときに、沖縄において土地改良事業をやるのも結構だけれども、そのために

赤土が全部周辺海域に流れて汚染しているいろいろな問題が出てくるというこのことについて大臣はどう認識するかという質問に対して、大臣は非常に重大な問題だと認識しているという御答弁をいただきました。あと具体的にどうするかという議論をしたわけですが、今関心があるというだけで、か、こういう今の問題は。

○米澤説明員 沖縄の赤土問題につきましては、私も先ほど関心があるというふうに申し上げましたけれども、非常に重大な問題というふうに考えております。

○玉城委員 それでは、さっきおっしゃいましたけれども、私がさっき申し上げました昭和五十二年からもうずっと、平成二年です。それから十三年、そういう戦車道、米軍からずっと赤土が流れて、そのために防衛施設庁はやってる。そういうことを、日米合同委員会の環境委員会があるの、ちゃんと向こうの環境問題の専門家と話し合いましたか。

○米澤説明員 先ほど申し上げました環境分科委員会におきましては、主として従来は基地から出てきます水質汚濁の問題ですとかそれから大気汚染の問題等について議論をしております。したがって、今までの赤土問題については議論はされておらなかったという状況でございます。

○玉城委員 まあこちら辺でけしからぬともう言いたところですが、とにかくそういう場所があるわけですから、ちゃんと環境庁もそういう向こうもまた専門家がいますよ。ちゃんとそういう場で議論もし、要望も強く言い、そういうことを二度とさせないという強い環境に対する、あなた方は理念もあるのかないのかからぬ、そんなことじゃ困るのですね。絶対しては困る、そういうことを歯どめをかけるように具体的にやってみてほしいのです。よろしくひとつお願いします。そこで次に、防衛庁ですか、那覇空港のいわゆる弾薬庫ですね、三つをつくるという話。先ほど上原先生もおっしゃったことと同じなんです。

問題は、あれは弾薬庫は今那覇空港に四つあります。五十二年とそれから五十九年、二回つくっている。沖縄県が復帰した四十七年から五十二年に三回つくっています。これは規模はそんなに大きくないです。小規模です。これはわかりやすい。いや、これはわかるというの、これを容認してわかるという意味でなくて、復帰した四十七年に自衛隊が向こうに入ってきたから、その自衛隊の組織という、火薬とかそういうものが必要なんです。その程度はわかる。それで五十九年の、今五百五十平方メートルの大きさです。これを三つに増やしました。五十九年ころは東西冷戦がたけなわとまではいかなくても、今のような状況でないことはわかります。ですから、これもけしからぬとは思いますが、ところが今度は三つでしよう。一個二百平方メートルの弾薬庫、これが三つでしよう。合わせると六百平方メートルです。今までのものは四つ全部合わせても四百平方メートルです。これは間違いないです。間違ったければ四百と、急に六百の弾薬庫をつくる。この御時世に、この時代の流れの中に、あれ、これは強力な防衛増強を図るのかな、これはもうだれしもそう思います。しかも、この空港はこれだけの人の出入りするところなんです。なぜそうなるのか、これがもう全然理解できないです。

○村田政府委員 お答えいたします。まず、今の情勢がデタラシトといえますか。そのような情勢じゃないか、こういうようなお話でございますが、その点につきましては、最近の国際情勢を見ますと、米ソを中心とする軍備管理、軍縮の交渉の進展等、いわゆる望ましい変化というものは生じているというふうに私も思っております。しかしながら、このような動きも、米ソを中心とする力の均衡と抑止が引き続き国際社会の平和と安定の基本的条件であるということを前提として進んでいる動きではないかというふうに私も理解しているわけでございます。したがって、我が国

としましては、引き続きこうした枠組みを前提として、けき方も申し上げたわけですが、我が国が平時から保有すべき防衛力の水準を定めた防衛計画の大綱に基づきまして防衛力整備に努める必要があり、現在、この水準の達成を図るところでございます。中期防におきましては、継続能力の向上及び訓練等に必要の弾薬の備蓄を推進することとしており、このため弾薬保有能力を向上する必要があることから、全国各地に逐次弾薬庫の整備を進めてきて、今回那覇で整備をお願いしているというところでございます。

そこで、先生が第二点目に御質問になりました、現在もう既に四棟あるじゃないかというお話でございますが、現在の状態は、一棟は我々が今回整備しようとするようなものと同様のものがございます。残りの三棟につきましては、銃弾等を入れる弾薬庫が一棟、発煙弾等を入れる煙火の弾薬庫が一棟、それからアラート用にする完成弾薬庫が一棟ということ、今回つくるというものと同等なものが一棟あるという状況でございます。そしてその量は、那覇基地における部隊が任務を遂行するために必要な弾薬等を貯蔵するために極めて不足しているという状況でございます。これも先ほど申し上げましたように、他の航空自衛隊の基地に比べますと、これは平均の話でございますけれども、十五分の一にすぎないというところで今回弾薬庫を建設することをぜひお願いしたい、こういうことでございます。

○玉城委員 私は、最初に申し上げたように、結論としてこれは絶対だめだ、認めるわけにはいかないという前提で申し上げているのです。だから、私は最初に申し上げたでしょう。このヘンリー・C・スタックポール少将、米第三海兵師団長が言っているのです。「もし米軍が引き揚げれば日本は、すでにきわめて、きわめて強力になっている軍隊を一層強化するだろう。われわれは瓶の栓なの……」こういうことを裏づけるようなことを皆さんやっているのです。唐突ですよ。

今まであった四つの弾薬庫が合わせて四百平米です。今度さらには六百平米でしょう。こういうのを今のときに那覇空港でやるということは唐突過ぎます。幾ら不足だ何だと言ったって、じゃどこを相手にしてそんな訓練をするのか。まさか日米間の武力衝突ということの想定はあり得ない話ですが、ソ連とは脅威がないということをやアメリカ自身が言っているわけですから、そういうところでそんなことをするということが理解できないのです。

○萩説明員 今のお話でございますが、今も私どもの参事官から申し上げましたように、各自衛隊の部隊にはそれぞれ弾薬庫を当然持つわけでございます。弾のないうような自衛隊というのは自衛隊として存在し得ないものでございます。それで足りているかどうかという話になるわけでございますが、今のお話にありましたように、例えば航空自衛隊の飛行場にも大体平均して十数棟、すべて弾薬庫を持つておるわけでございます。例えば、官民共用しております千歳に十九棟、それから小松に十三棟ということで、航空自衛隊の飛行場基地には大体それぐらいはどうしても必要だということでは従来からやっておるわけであります。それに対して那覇の場合は、航空自衛隊にプラスアルファ海上自衛隊もおるわけでございますが、それで従来四棟ということでございまして、従来は海上自衛隊は航空自衛隊の一部間借りをしておるという状態でございます。海上自衛隊の飛行場基地でも、八戸は四十八棟と大変多いのですが、そのほかの基地でも、大体五棟とか九棟とか十棟とか、そういうものを持つておるわけでございまして。こういうのと比較していただきますと、従来、那覇基地はおくられて自衛隊の基地になったせいもありましても、弾薬の貯蔵庫が大変少ないということをおわかりいただけるかと思っております。

いずれにいたしましても、一カ所五百五十平米とか二百平米のものをささやかに建てさせていたかどうかということで、その辺の必要性をぜひとも御理

解いただけばというふうな思っております。
○玉城委員 少なくとも予算委員会、この時代の流れからいって三年間凍結と言っておりますから、こんなものは必要ないと思っております、これはぜひ取りやめたいと思っております。

次は、今度は基地問題と離れまして沖縄の交通事故の問題です。

きのう、交通事故の資料をずっともらって沖縄についていろいろ説明を受けましたけれども、昭和五十五年から六十三年の約十年間で、二年間は少ないところもありましたが、全国平均指数より沖縄は常に上なっています。それが一つ。それから二番目は、沖縄の場合は夜の交通事故が全国の数字から見ても非常に多い。それから三番目は、余りよくはないのですが、沖縄の場合は酒酔い運転が多い。これはいろいろ理由があると私は思うのです。向こうは車社会、車しか使えませんから。四番目に、オートバイ事故が全国平均よりも非常に多い。それから、若年層が多い。こういう特徴的なお話を伺ったのです。

そういうように全国に比べて沖縄の交通事故には今申し上げた特徴的なことが非常に多いということ、その対策は警察としてどのようにとっておられるのか、お伺いいたします。

○賀来説明員 お答えいたします。
御案内のとおり、沖縄県においては交通事故死事故が昨年九十三人ということで、前の年より十三人ほど増加しております。今お話がございましたように、特徴も、若者の事故が多いということ、また二輪車の事故が多いということ、特に際立って目立つことは酒酔い運転が多いということでございます。酒酔いにつきましては全国平均の五倍ということ、酒天国と申しますか、地獄かも知れませんが、飲酒の事故が多いという特徴がございます。

そういうことにつきまして、現地県警ではその特徴に基づきまして所要の対策を講じておるところでございますが、酒の問題は、モラルという問題もございまして、かなり習慣、生活というところで、まず飲食店等に対してその辺の問題提起をいたしておりますし、広く県民の皆さんにも御理解をいただくようにしておりますが、やはり一罰百戒の厳重に取り締まりをすることも大事なことではございますので、飲酒の取り締まりを強化いたしております。そのほか、パトカー等で警ら活動を強化する等やっております。

題もございまして、かなり習慣、生活というところで、まず飲食店等に対してその辺の問題提起をいたしておりますし、広く県民の皆さんにも御理解をいただくようにしておりますが、やはり一罰百戒の厳重に取り締まりをすることも大事なことではございますので、飲酒の取り締まりを強化いたしております。そのほか、パトカー等で警ら活動を強化する等やっております。

なお、酒に限らず夜間の事故が多いということから、管内、町を明るくするということで、ライトアップという方向でいろいろ施設の整備を進めておりますし、カーブ等では、目がすつとその流れに沿うように視点を誘導するような施設を順次整備いたしております。

また、全国的な特徴で沖縄県でさらに特徴的な形で出ておりますが、二輪車の使用者が多いというところで二輪車の事故が多いわけでございますが、学校等と連携して安全指導を強化する、また最近の若い人は、ただ話を聞くだけでは物足りませんで、実践的な教育が必要ということで、県警では白バイ隊員等を地域に出しまして、いわゆる体験型の研修をする方向で進んでおります。このほか、みずからがルールを守るということで、若者の安全クラブ等の結成を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、とうとう命を何とかな守らなければならないということでいろいろな形で努力をしておりますが、県民の皆様方の温かい御支援によりまして沖縄県でも比較的成果が上がっておりますので、よろしく御支援のほどお願いいたします。

○玉城委員 はい、よくわかりました。
これは行政に大きな責任があるのですよ。まず、沖縄は酒が多いこのこととありますが、酒はどこでも全国飲みますよ。だけれども、飲んだ後帰る手段がないのです、沖縄の場合は。いわゆる車しか乗れないという状態がありますね。それで、米軍基地の大きな問題はパイプライン、宜野湾から四千六百メートルの浦添、このパイプ

ラインがありまして、そのボックスが九個あるのです、道路の真ん中に。そこへ激突するわけですね。こういう基地の問題もありますね、道路の問題が。だからこういうものを総合的に整備しないと、そういう酒酔いは全国と比べて沖縄の場合はそんなに対策としてはとれないのではないかと思います。

そこで、時間がありませんので、最後にモノレル、これはどうなっていますか。もう十数年議論はされておりますけれども、一向に……。大分国自体がどういう方針なのか、やるのかやらないのか、これははっきりしないものですから、県から市から全然あやふやになって、最近では立ち消えになりそうな感じなんです。沖縄開発庁、それから建設省、お願いします。

○水谷政府委員 那覇市の市内の交通混雑を緩和しますためにモノレルの整備計画を持っております。現在その実施計画を進めるとか、関連する道路の整備を行ってきております。道路整備等は大体七〇％くらい完了しておりますけれども、モノレルの本体工事の着工につきましては、これはかねてからそうございましたけれども、幾つかの大きな問題がございまして、とりわけ一つには、事業の収支採算がどうなるか。仮にそれが収支相償しない場合にどんな対策をとり、どこが負担するかといった、そういう収支損益上の問題がございまして、それから御案内のように、那覇市内には既にバス網が張りめぐらされておりますので、そこに一本新しい交通体系を導入することになりますと、当然その間にバス網との調整という問題がございまして、当然のことながら、営業の縮小という問題が出てくれば、それをどう考えるかといった問題とかそういう難しい問題がかねてから残されておまして、その点につきまして、県は今いろいろな角度から調査をしていただいております、その状況を踏まえて私どもの方としましては慎重に検討させていただきます。

○荒木説明員 建設省でございます。
今沖縄開発庁の方から御説明がありましたように、モノレルの事業の採算性とか既存バス事業との調整等のような問題があるようでございまして、これらのものにつきましては、沖縄県の方で鋭意バス事業者との調整、それから最新のデータに基づく需要予測の調査検討を進めておりますので、我々建設省としましては、これらの状況を踏まえて開発庁とも十分連絡をとりつつ協力してまいりたいと思っております。

○玉城委員 最後に、先ほど沢田前委員長が、沖縄振興開発に金が必要だけれども、本邦に国自体がきつとやるといふ方針がぐらぐらしているもの、ですから、さっきの交通事故の問題もわかりです。ちゃんと物をつくってあげて交通事故を減らすというならば話はわかるけれども、注意しろというじゃだめですから、ひとつよろしく願います。

○上田委員長 古堅実吉君。
○古堅委員 最初に、公庫法の一部改正に関連して質問いたします。

態度を一言最初に申し上げておきますが、この公庫法の一部改正については我が党の基本的な態度は賛成であります。

市場規模が小さく、民間資本の小さい沖縄において、産業振興のために国の積極的な融資制度は大事なことで、必要なことだというふうに考えます。一方、今回の改正によって懸念される問題も多分ございまして、この点について幾つか政府の見解をお伺いし、確認しておきたいというふうに考えます。

一つには、融資対象事業は、民活法、リゾート法等の十三の事業と何っておりますけれども、それはいわゆるNTT・Cタイプ、民活事業型で、第三セクターで組まれるとはいえず、その基本は大企業主導で推進される大きなプロジェクト、これが向いている方向でありまして、そういう意味では大企業優遇措置というふうには言わざるを得ないと思っております。

ない、そういう面を持つておるといふふうに考えております。

同時に、先ほども同僚議員からございましたが、今沖縄ではリゾート法に基づく事業として都瀬名地域リゾートマスタープランが発表され、具体化されようとしております。このリゾート構想自身が、下水道等の公共施設の問題、環境破壊や地域住民の生活への影響等、さまざまな懸念も現地でも出されております。大規模プロジェクトが具体化されれば、また当然のこととしてこれまでの経緯に照らして本土企業の沖縄進出が活発となり、結果として地元企業が圧迫されてしまうのではないかと、そういう懸念もわいてまいります。そこで伺いますけれども、今回の法改正による融資制度を、今申し述べた懸念される方向ではなくて、あくまでも地元企業を育成し、沖縄経済の豊かな発展に寄与する、そういう立場で運用していく考えがあらわれるかどうか、その基本点について最初にお伺いしたい。

○藤田政府委員 今回の立ち上がり支援資金ないし研究開発資金でございますが、先ほど先生からお話ございました沖縄の産業資本の整備あるいは研究開発の必要性に迫られて今回導入するものでございます。具体的な事業についてのお話もございましたが、まずはそういう制度をつくらせていただく、そういう機も熟してまいっておりますので今回法改正を考えておるところでございます。地元企業の育成の問題、あるいは研究開発についてのいろいろな御指摘の問題、そういうものを十分踏まえながら、現実には公庫で運営に当たっていただく形、貸し付けを決めていただく形になるわけでございますが、そういう形で運営されていくものと考えております。

○古堅委員 運用にかかわる面は公庫が直接という御返事だと思いますが、今申し上げた同様の趣旨の質問に対して公庫の側からどなたかお答えいただけますか。

○藤田説明員 お答えをいたします。私も沖縄の産業の振興にとつて地元企業の育成

というのは最大の課題だ、かように考えておりますが、沖縄公庫の融資は沖縄県の区域内で事業等を行う個人または法人に對しまして、もちろんそれが沖縄の産業の振興あるいは社会の開発に寄与するといふものでなければなりません。沖縄の企業であるかあるいは本土の企業であるかを問わず融資をいたします。そういう仕組みになっております。

○古堅委員 私が伺いしようと思つてゐるのは、そういうしやくし定規的な言い分での説明を求めるといふものではございません。法制度として、本土から入つてきて沖縄に事務所を置き、そこで融資を求めればそれに対してでもきていきま、そういう説明を受けておりますし、仕組みとしてはどうだろうと思ひます。しかし、なぜ公庫法が特別法として設置されたのかという趣旨に照らせば、そういう法制度として、本土の企業が沖縄に入つてきて融資を受けようとする場合に認められないといふことはあるとはいへ、その心を大事にしてどういふ方向への努力をするか、それは求められる大事な点だといふふうに考えるので、そういう面でも一度理事長。

○藤田説明員 最初に申し上げましたとおり、地元企業の育成といふのは非常に大事な仕事であるといふぐあいには考えております。ただ仕組みを念のために申し上げただけでございます。

○古堅委員 ぜひ今申し上げた、指摘しております点を考慮して公庫の運営にも当たられる面で御努力をお願いしたいといふふうに考えます。

次に、今回の法改正によつて産業開発資金の需要がふえて、その結果中小企業資金あるいは農林漁業資金など現在の重要な貸付制度へのしわ寄せが来るのではないかと、そういうことについての懸念がございします。それで二、三点伺ひしておきたいと思ひます。

既存の他の貸付資金との関連についてですが、例えば今回の創設による産業開発資金の需要量がふえた場合でも他の貸付資金を奪うようなことではなく、それらへの影響がないように予算枠を全

体としてふやすことによつて解決を図つていく、そういう点について明確な態度が表明できるかどうかお答え願ひしたいと思います。

○藤田政府委員 先生の御懸念は、新しい融資制度の導入によりまして産業開発資金の需要が一段と増加をいたしまして他の資金枠を圧迫することにはなりはしないか、こういう御懸念かと思ひます。先生御案内のとおり、沖縄の公庫の事業計画予算は、産業開発資金、中小企業等資金、住宅資金、農林漁業資金などいふように各資金別に計上されておまして、その執行も四半期別に各資金枠の中で事業計画を策定して対応するといふのが原則でございます。年度末になりますと各資金間の需要緩和を見て資金の流用等を行うことはございしますが、原則は先ほど申し上げたのが原則で、そういう形で運営させていただいております。

したがいま、産業開発資金の増加が直接他の資金枠を圧迫するといふ仕組みになつていないことも事実でございます。しかも、今回導入をいたします立ち上がり支援資金及び研究開発資金でございますが、いずれも設備資金融資を補完する意味で、どちらかといひますと限定的と申しします。そういうような形で行うものでございします。

現在のとこ、他の資金需要を圧迫するほどの規模になるとは想定をいたしておりません。したがいま、これらの融資制度の創設が他の資金枠に影響を与える心配は現在のところないものと考えております。

○古堅委員 これは、今度創設される資金面での需要が将来高くなつていって、その場合どうなるかといふことについても当然のことながらこの時点で考えておかなければならぬ、そういう立場から質問しているわけなんです。現在、例えば農林漁業資金などは貸付計画に對して実績が低いから融資計画を削減しろといふ声もあるようであり

ます。しかし、調査してみますといふと、需要、希望がないのではなくて、実態は、農家の皆さんからは融資の希望があるんだが、融資資格の条件とかあるいは手続、そういう面で厳しい、煩雑だ

といふことがあつてなかなか融資を受けられるだけの農家の側の力の發揮ができぬ、そういう隘路があつて受けられない、こういう実態があるようであります。公庫はそういう声があることを聞いていらつしやいますか。

○藤田説明員 実情を申し上げますと、公庫の農林漁業資金も近年毎年計画を相当下回るといふ状況で推移しております。確かに先生おっしゃるように、融資条件と申しますか、手続を簡素化してほしい、こういう御要望があることはよく承知しておりますが、この農林漁業資金の低迷の状況は必ずしも融資手続の問題といふことには限らない。農林漁業を取り巻く環境が非常に厳しゅうございまして、そういうことからどうしても投資需要といふものが上がつてこない、こういう状態にあるものと私は思つております。

ちなみに、これは公庫の融資だけではなくて、先生御案内かと思ひますが、国、県の利子補給制度を備へました農業近代化資金といふのがございします。これは、系統金融機関が扱つておる融資制度でございますが、この農業近代化資金も近年非常に伸び悩みの状況を続けておるわけでございします。また、県が行つております無利子の融資制度でございます。これも近年同様の状況にある、さうな状況でございます。

ただ、先生御指摘の手続の簡素化といふ点につきましては、これは私ども大変重要な問題だといふことで、年々いろいろ改善に努力しているところでございします。今のお話もございましたのでさらに検討を加へまして、できるだけ利用者の方に便利な手続といふものをつくつてまいらうよう努力してまいりたいと思ひます。

○古堅委員 公庫が発行している農業資金のパンフレットによりまして、融資を受ける資格の中に「一、経営の担当者が若年であること。二、必要な技術を習得していること。」といふことなどが挙げられております。確かに御説明の

が厳しくて、融資を受けてどうしようということになりにくい、そのこと自体が重大な問題だと思われるのですが、そういう面もあるかと思えます。しかし、おっしゃってられますように資
格、条件が厳しい、あるいは手続が煩雑なゆえに

という声が大きいいということもあるわけですが、それらの状況を踏まえて、どうしていくかの問題は当面の重要な対策、課題だというふうに考えます。この厳しい条件のゆえに融資が受けにく

い、貸付資金の消化実績が上げにくいという問題は、真に沖縄の産業を發展させていくために寄与するという公庫の役割に照らしてみますと、今熊度の御表明がありましたように、それそのものを

本当に真剣に検討して、足腰の強い沖縄の第一次産業、そういうものを育てていく、中小企業を育成していく、そのために融資も受けられるように、それも活用させていく、そのための条件づく

りをどうしていくか。そういう面から、ただ単に申し出た者ができるだけ公庫が安全なように条件をつけて、それに見合う者だけが受ければいいということではなしに、公庫が設立されたという本

来の大事な趣旨に照らして、ただ一般的なものではないに、この機会を契機にしてぜひ調査もされて、それなりに御配慮ある検討と、願ひにこたえられる方向での御努力に一段と努めてほしいと

○藤仲説明員 私どもも農林漁業関係の資金需要が低迷しておりますことを非常に苦にしております。私どもの職員は、そういうことから関係団体

との協議であるとか、あるいは個々に農業関係者のところへ伺つたりしまして制度の周知徹底等をする図りまして、何とかこの農林漁業の融資が上向きになるようにと思つて、日夜苦勞してくれておる

わけてございます。ただ、御指摘のとおり、もちろん私どもはこのままでいいと考えておるわけではございませんので、またいろいろ工夫を重ねまして、御要望の趣旨に沿うように努力をしていき

たいと思います。

なお、今古堅先生おっしゃいました条件でござい

いますが、これはごく一部のことでございまして、特定の、非常に低い金利がございます。この金利を適用する場合の要件としてそういう規定がある、ごく一部のものであることを御了解願いたいと存じます。

○古聖委員　以上で法案に対する質問を終わります。わすか十分ほどしか残っていませんが、新しく就任された長官に質問させていただきたいというふうに考えます。

沖繩を担当される長官ですから沖繩の問題についてそれなりの御努力がございますし、この間も早速沖繩を訪問され、いろいろと対応もしてこられたようで、敬意を表したいというように思いま

す。沖繩担当の長官がどういう態度で沖繩の心をつかんで対処されるかは、沖繩問題についてどれだけ力強く前進できていくかということにかかわる問題ですから、これからも県民の願いにこたえ

て、ぜひ御努力をしていただきたいことを最初に要望申し上げて質問に入ります。

阿部前開発庁長官が二月二十七日の大臣退任あいさつの中で、沖縄の振興問題に絡めて、一番大

事なことは基地問題だ、重要、肝心なところは全部基地にとられている、県民の期待とは裏腹に基地の機能は強化されている、そういう趣旨のことを述べられたと新聞報道されました。大臣も先日

沖繩へ行かれて基地の存在をいろいろと考えてこられたと思いますし、先ほども御答弁もあつたかと思いますが、そういうことにかかわつて、沖縄の振興開発とのかかわりで基地の存在についてど

ういうお考えなのか、大変大事な基本的な問題にかかわりますので、私からも改めて最初にお尋ねしておきたいと思います。

○砂田国務大臣 沖縄におきます米軍の基地密度

が非常に高うございまして、依然として地域開発や県民の日常生活にさまざまな影響を与えておりますことをよく認識をいたしております。この問題は四十七年の沖縄復帰の当時から、当時の沖縄

担当の総務長官、引き統いての沖縄開発庁長官ができるだけ早い時期の整理縮小を願ってまいった。

わけてございまして、その姿勢は今日も依然として変わっておりません。したがって、米軍施設、区域の整理縮小については当庁の直接の所管ではございませんけれども、二次振計において、土地利用上大きな制約となっている米軍施設・区域を

できるだけ早期に整理縮小し、産業の振興、生活環境の整備に資するよう跡地の有効利用を図るための施策を推進する。」ということが明文化されているわけでございます。広大な米軍施設、区域

が存在することによって、厳しい土地利用上の制約を受けておりますことは、これからの残された沖縄の振興開発を進める上でも解決を要する基本的課題の重要なものであると認識をいたしております。

ます。先ほど北米局長が答えておりましたように、日米安全保障協議会で合意を得ております基础上、日米安全保証協議会で半分以下しか現実的に地すらまだ日米合同委員会で半分以下しか現実的に返ってきておりません。この問題を日米合同委員

○古堅委員 次に、那覇空港の民間専用化にかか

わって一言お伺いしておきたいと思ひます。

先ほど、新たに航空自衛隊の弾薬庫が建設されることについては同僚議員から詳しく質疑がございました。政府の答弁は、県民の願いにこたえる

立場とは全く逆の方向で、それを県民に押しつけようという態度に終始しています。しかし、今問題になっている弾薬庫の問題は、日米安保条約とあるいは自衛隊とか、そういうものについての

政治的な立場、そういうものの違いを乗り越えて、これはけしからぬ、やめるべきだという全体的なそういう世論です。那覇空港は年間七百五十万のお客さんが出入りする全国でも有数の空港で

す。その空港が民間専用空港として望ましい、そういう方向で整備充実にしていくということにかわつて今の自衛隊との共用の問題を常に見ておきますし、共用となっている自衛隊側の基地が強い

化されるという方向への一つ一つの動きというものについては、それぞれのものとして限定して見た

場合の見解が異なる立場からも、那覇空港の民間専用化ということにかかわる点から見て、みんな挙げて反対だ。ですから、那覇市議会でも全会一致でそんなことはやめろということが決議されました。県議会でもそういう意見書が採択されて要

請される、こういう実情がございます。

こういう立場から運輸省側に一点。この弾薬庫がつくられるということそのものは、将来の民間専用化の方向に重大なかかわりを持って逆行する

方向につながるというふうに県民が見て、そのことを問題にしている。そういうことについて、運輸省側として、同じような受けとめができるか。沖縄担当の大臣として、県民からこういうふうに

懸念されていることに對して、民間専用空港の方
向に推進する立場からは、そういう意味では問題
だなという認識があらわれるかどうか、その双方に
ついてお答えをいただきたい。

○橋本説明員 問題になっております弾薬庫の設置の件でございますが、運輸省が管理いたします空港の範囲外の事柄でございますので、本件についての答弁は差し控えていただきたいと存じます。

なお、防衛庁におかれましては、運輸省が設置、管理する那覇空港が近くに存在するということを考慮いたしまして、その運用に当たるもの、

かように考えております。

○藤田政府委員　自衛隊那覇基地の火薬庫の設置の問題でございますが、那覇防衛施設局が那覇市に建築計画通知書を提出するに先立ち、その安全

性につきましては、もう先生御案内かと思ひますが、火薬類取締法令に基づき審査され通産大臣から設置を承認されたと聞いております。また、去る三月十五日付の文書をもちまして那覇市から建

月九日に着工されているということは、先生も御築基準法に基づく建築計画も適法通知がされ、四案内かと思いますが、私どもも伺っておるところでございます。いずれにいたしましても、一般論

の設置運用については可能な限り周辺地域住民の

せていただきます。

ますとか空港等の社会資本の整備は大きく前進をいたしております。沖縄の経済社会は総体としては着実に発展をしてきておりますけれども、現在なお、本土との所得格差の問題、産業振興のおくれ、高い失業率、水の確保の問題等解決を要する

国際的計価にたえ得るリゾートの振興あるいは国際交流拠点の形成、こういう大きな三本柱を立てて今後の振興をしていこう、こういうことで進めてまいってきておるわけでございます。

先生の御質問はあと二年、二次振計が終わった

細な、経営基盤の脆弱なことによるほか、県内の産業構造自体が季節性の強い観光産業とか建設業とか農産加工業、こういうものに依存をいたしてありますために、安定した雇用機会が少なくのことによるものでございます。また、沖縄の新規卒卒

者の県内志向が非常に強うございまして、一たん本土に就職いたしましたとしても数年後には県内にUターンする、こういうことも原因かと考えておるところでございます。

この問題に対処いたしますためには、沖縄の振興開発により県内における雇用機会の拡大に努めることが基本ではございます。それが何より重要であることではございますが、雇用対策の面からは、一般対策のほか、沖縄県全域を雇用開発促進地域に指定をいたしまして、地域雇用開発助成金制度の活用等により雇用開発を促進するとともに、県外就職者の定着対策等を実施いたしておるところでございます。開発庁といたしまして、産業振興のための諸施策に呼応しつつ、沖縄の雇用機会の拡大について労働省を中心とします関係省庁に働きかけてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○小平委員 もう一点、簡潔で結構であります。私は、沖縄につきましては水資源が大変不足しておるとお聞きいたしております。そういう意味では、県の振興開発は今お話ししましたように着実に前進されると思っておりますけれども、特に水の安定確保という面でまだ不十分である、このように考えます。今後予想されるリゾート開発の進行に伴い、その面からも水の需要は高まる。さらに、ほかの開発等々、そういう中で、今沖縄県では水資源の問題は早急に対処すべき大きな問題であると考えますが、水の安定確保のためにどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと存じます。

○水谷政府委員 ただいまお示しいただきましたように、沖縄県は水の確保を図る上におきまして、気象的、地形的な条件が極めて不利な状況でございます。片や、人口は増加しておりますし、生活水準が向上する、あるいはリゾート等の新しい開発が進んでいくということで、水需要も増大をしております。沖縄の振興開発を図る上におきまして、水資源の開発を進めていくことは大変重要な課題と認識いたしております。そうした中で、既に北部に五つのダムを完成さ

せておりますけれども、現在それに続きまして三つのダムを建設中でございます。さらに本年度、つまり平成二年度に新たに一つ着工したいと考えておりますし、また、県レベルでももう少し小ぶりのダムと申しますか、取水施設の整備も行ってあります。さらに、離島におきましてはもう少し条件が厳しゅうございまして、例えば海底送水管で送水をするとか海水の淡水化を進めるとか、あるいは本土と同様でございまして、ダムをつくるどうか、島の実情に応じましていろいろと手を打ってはいるわけでございます。

今後につきましては、お話しございましたように、リゾートの開発が進みますれば水需要が飛躍的に増大するというものも考えられます。そうしたことで、今後の開発がどうなるか、それに伴って水需要がどうなっていくかということにつきまして、できるだけきめの細かい需要見通しを出しまして、それに対してどんな形で水の供給を確保していくか、これらまでの多目的ダムの建設を中心として、それ以外に新しい手法がないものかどうか、水の節約あるいはリサイクル等の問題も含めまして総合的に考えていかなければならないと考えております。

○小平委員 一言だけ。沖縄公庫法の改正について質問したのですが、時間ということなので、我が党もこの改正には賛成の立場でありますので、ぜひこの改正ののちとって今後沖縄の振興発展に取り組まれんことを心からお願ひ申し上げます。終わります。

○上田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○上田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありません。よって、直ちに採決に入ります。沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後三時五十二分散会

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一項第一号中「補修又は当該事業を

「補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な長期資金(当該設備が主務大臣の定める事業の用に供されるものである場合には、当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な長期資金を含む。)、産業の振興開発に寄与する高度で新しい技術の研究開発若しくはその利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又はその利用に関する権利を取得するものに限る。))に必要な長期資金又は産業の振興開発に寄与する事業に」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の業務について、資金の貸付対象設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には当該設備の取得等に関連する資金の貸付けを行うことができることとするほか、高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金の貸付けを行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二年五月八日印刷

平成二年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D